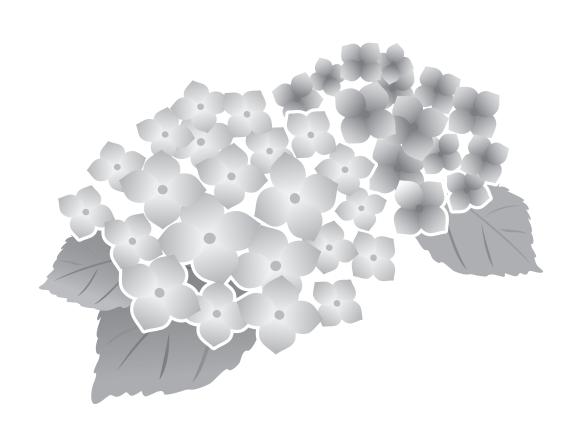
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者·介護保険事業計画

平成30年度~平成32年度





文 京 区



「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画

高齢者·介護保険事業計画

平成30年度~平成32年度



文 京 区



目次

第1	章 策定の考え方	1
1	計画の目的	3
2	計画の性格・位置づけ	4
3	計画策定の検討体制	5
4	計画の期間	ó
5	計画の推進に向けて····································	7
第2	章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	9
1	基本理念	
2	基本目標1	2
第3	章 高齢者を取り巻く現状と課題	3
1	文京区の地域特性1	5
2	高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題2	9
ATAT A	☆ ♪悪味ロロッツァのナウル	_
	章 主要項目及びその方向性	
1	地域でともに支え合うしくみの充実	
2	在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組5	
3	健康で豊かな暮らしの実現・・・・・・・5	
4	いざという時のための体制づくり	2
₩ -	辛	_
おり	章 計画の体系と計画事業 5	
1	計画の体系	
2	計画事業6	
[資	料1 計画の体系と計画事業の全体図8	6

第6	5章 地域包括ケアシステムの深化・推進	89
1	文京区における地域包括ケアシステム	91
2	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	92
[資	賢料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(1	02
第7	7章 地域支援事業の推進	05
1	地域支援事業の概要	07
2	介護予防・日常生活支援総合事業	80
3	包括的支援事業	16
4	任意事業	18
第8	3章 介護保険事業の現状と今後の見込 ·················· 1	23
1	第1号被保険者数の実績と推計	25
2	要介護・要支援認定者数の実績と推計	26
3	第6期計画(平成27~29年度)と実績	28
4	第7期計画(平成30~32年度)の介護サービス利用見込	36
5	介護基盤整備について	50
6	第1号被保険者の保険料の算出	52
第9	9章 介護保険制度の運営	61
1	高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組	63
2	介護給付の適正化	66
3	PDCAサイクルの推進による保険者機能強化	71
4	介護人材の確保・定着等	72
5	利用者の負担割合等の制度	74
資料	斗編	
1	計画策定の検討体制・経緯	81
2	第7期介護保険制度の主な改正のポイント	98
3	日常生活圏域一覧······1	99
4	高齢者・介護保険関係施設等一覧	00
文	- 京区高齢者・介護保険関係施設マップ	:04

第1章

策定の考え方



第1章

策定の考え方

1 計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の発表によれば、65歳以上(高齢者)の人口は、総人口の27.7%に達しており、国民の約4人に1人が高齢者であるとともに、その約半数が75歳以上の高齢者(以下「後期高齢者」という。)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(平成37年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年(平成52年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、同様の推移をたどることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性が懸念されています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者及び介護 と育児に同時に直面するダブルケアなどが課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年4月から施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられています。

平成29年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の観点から、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療と介護の連携の推進」などが盛り込まれました。

本区では、これらを踏まえ、2025年(平成37年)を見据えた中長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(平成30年度~平成32年度)を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、 計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

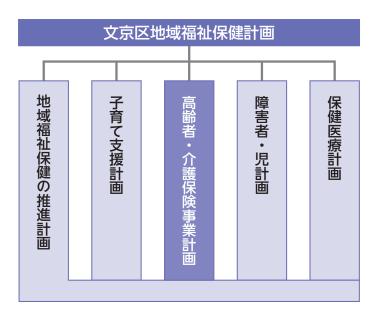
老人福祉法より抜粋

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法より抜粋

- 第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険 事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」とい う。)を定めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

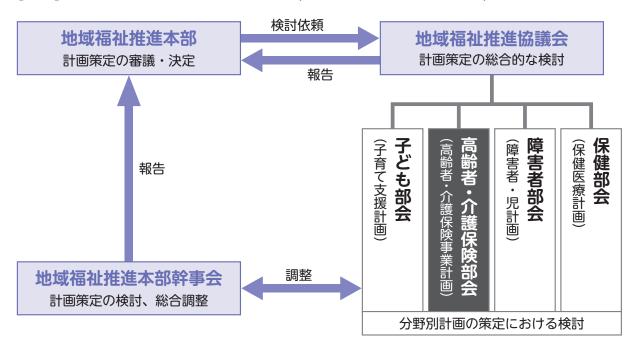
【図表】1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- ●地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会 (文京区地域包括ケア推進委員会※)において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。
 - ※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療 関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護(予防)サービス事業者の代表者、 地域の高齢者に関係する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。
- ●高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで 総合的に協議・検討を行いました。
- ●計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】1-2 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4 計画の期間

本計画は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、32年度に見直しを行います。

【図表】1-3 計画期間

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	文京区基本	構 想(平成22年~	·32年)	
前期計画	文系	京区基本構想実施記		1
前期	計画	高齢	区地域福祉保健 者・介護保険事業 7期介護保険事業	計画

計画の推進に向けて

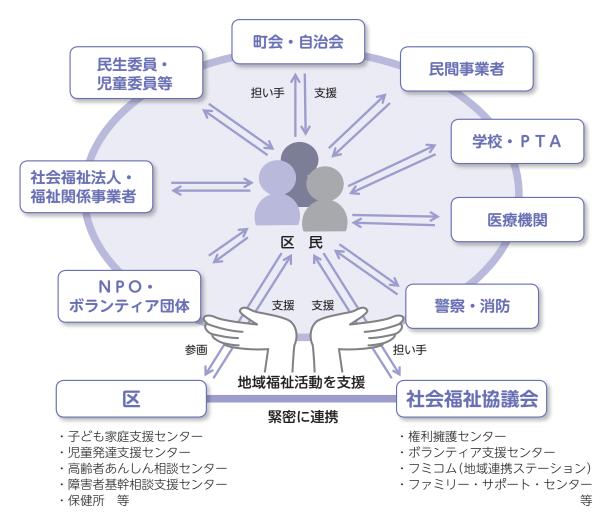
地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボラ ンティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動していま

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、 様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手とし て活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地 域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支 援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは?

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・ 市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭 和27年(1952年)に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援(地域連携ステーション)
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 11 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

また、文京区社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。 地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体 が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。

そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをは じめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者及び学 識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきま す。

第2章

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標



第2章

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢 者及び介護保険事業に係る施策の取組を推進していきます。

基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地 域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実 現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション1やソーシャルインクルージョン2の理念に基づき、だれも が、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ3 を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進すること ができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主 体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりな く、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル) の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的 な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人 それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、 互いに高め合い、役割を持つことができる地域社 会を目指します。

第3章

高齢者を取り巻く 現状と課題



第3章

高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性

1) 地域環境

① 地理

本区は、東京23区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により構成されています。この台地と低地の間には、20m前後の高低差があり、名が付いた坂が100を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約11.29km²、南北約4.1km、東西約6.1km、周囲は約21kmあり、東京23区中20番目の広さとなっています。

2 地価水準

本区の平成29年における住宅地の平均公示地価は、東京23区中第9位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

3 住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅(3階以上の共同住宅)の増加傾向が続いてます。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成15年は62.7%でしたが、25年には70.7%となっています。

△ 教育機関

本区では、19の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」 として知られるなど、教育環境に恵まれています。

5 医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に 根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在し ています。

6 交通

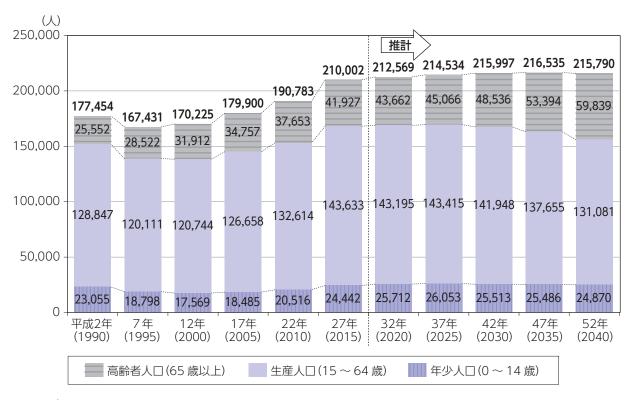
本区には、JR2路線と地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。 さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が2路線(千駄木・駒込ルート/目白台・小日向ルート)運行しています。

2) 人口の状況

① 人口の推移等

- ◆本区の人口は、平成27年10月1日現在で210,002人となっています。現状は増加傾向にありますが、47年以降、減少に転じると推計しています。
- ●高齢者人口(65歳以上)は、年々増加しており、平成27年10月1日現在で41,927人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- ●生産年齢人□(15~64歳)及び年少人□(0~14歳)は、平成37年以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

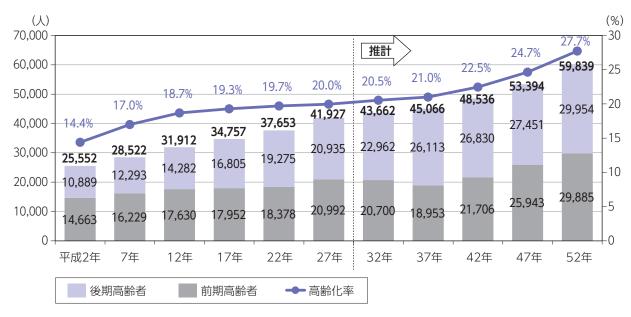
※32年度以降の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(25年3月推計)」の 人口推計設定値等を用いて算出。

資料: <平成2~27年>住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者人口の推移

- ●本区の平成27年10月1日現在における高齢化率は20.0%となっており、区民の約5 人に1人が高齢者となっています。
- ●高齢化率は年々上昇し、平成52年には27.7%、区民の約4人に1人が高齢者となる と推計しています。
- ●高齢者人口に占める後期高齢者(75歳以上)の割合は、平成37年まで増え続けると推 計しています。37年における高齢者人口に占める前期高齢者(65歳から74歳まで)の 割合と比べると、両者で15.8ポイントの差に拡がると推計しています。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計

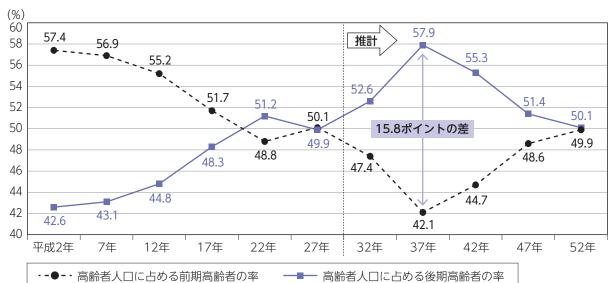


※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

※32年度以降の推計は、【図表】3-1と同じ。

資料: <平成2~27年>住民基本台帳(各年10月1日現在)

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期(後期)高齢者の割合の推移と推計

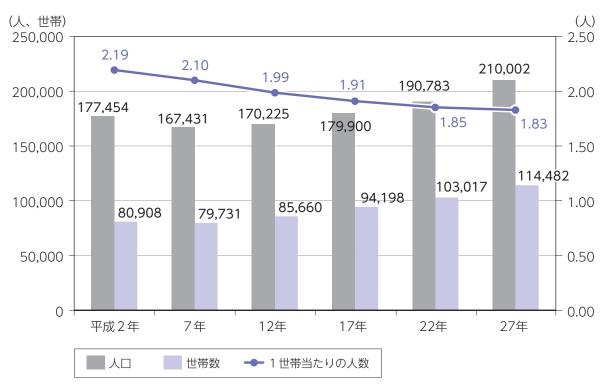


3) 世帯の状況

●世帯の推移

- ●世帯数は、平成2年は80,908世帯でしたが、27年には114,482世帯に増加しています。
- 1世帯当たりの人数は、平成2年は2.19人でしたが、27年には1.83人となっており、 年々減少傾向にあります。

【図表】3-4 人口、世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

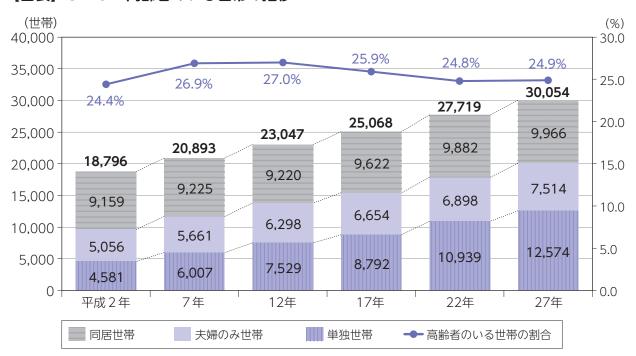


※平成22年までは外国人を含まない。 資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者のいる世帯の推移

- ●高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27年には3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8% を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々減少傾向にあります。

【図表】3-5 高齢者のいる世帯の推移



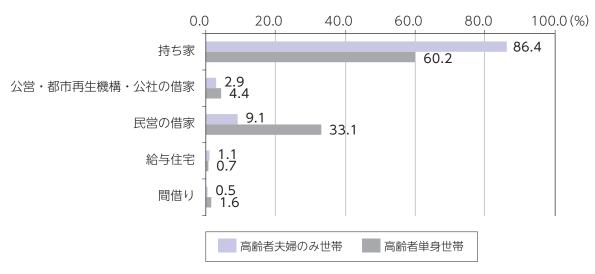
※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯。 「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

資料:国勢調査

4) 高齢者の住まいの状況

● 高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86.4%、高齢者 単身世帯では60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】3-6 高齢夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



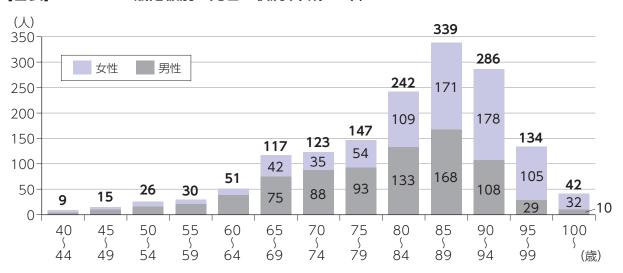
資料: 国勢調査(平成27年)

5) 死亡状況及び健康寿命

● 年齢別死亡数

●年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性で80~89歳、女性で85~94歳となっています。

【図表】 3-7 5歳階級別の死亡の状況(平成28年)



資料:ぶんきょうの保健衛生(平成29年版)

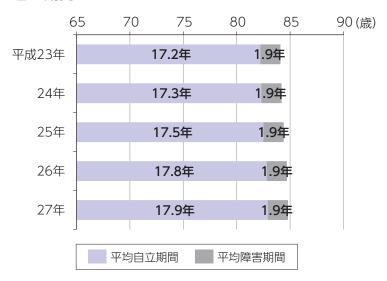
2 65歳健康寿命

- ●65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約18年、女性は 約21年となっており、約3年の差があります。
- ●寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっており、 約2年の差があります。
- 男性は、女性と比較して平均自立期間及び平均障害期間ともに短い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

男 性

年次	65歳健康寿命
平成23年	82.2歳
平成24年	82.3歳
平成25年	82.5歳
平成26年	82.8歳
平成27年	82.9歳



女性

年次	65歳健康寿命
平成23年	85.1歳
平成24年	85.1歳
平成25年	85.4歳
平成26年	85.6歳
平成27年	85.7歳



※65歳健康寿命(歳)=65歳+65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の人が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

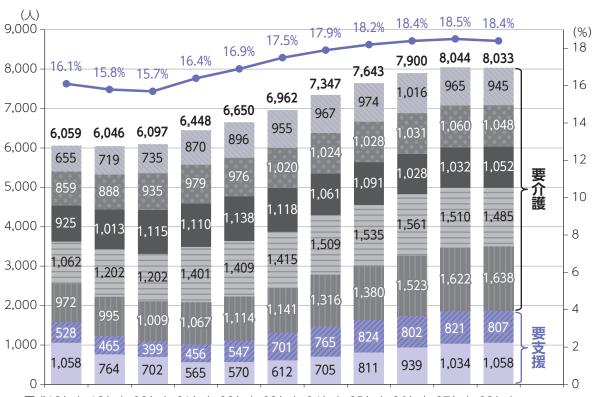
資料:ぶんきょうの保健衛生(平成29年版)

6) 要介護・要支援認定者の状況

● 要介護・要支援認定者数の推移

- ●平成28年度の要介護・要支援認定者数は、8,000人を超えています。18年度と比較すると、1,974人、約32.6%の増となっています。
- ●要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいに推移しており、平成28年度は 18.4%となっています。18年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数の推移



平成18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度

要支援1 /// 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5 → 要介護・要支援認定率

※グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。 ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出。

資料: 文京の介護保険(平成29年版)

【図表】3-10 第1号被保険者に対する要介護認定率の推移

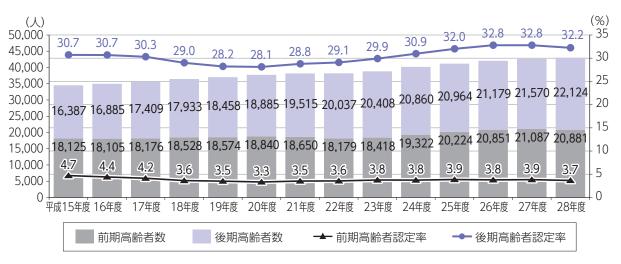
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
文京区	16.1%	15.8%	15.7%	16.4%	16.9%	17.5%	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%
都	15.5%	15.5%	15.5%	15.8%	16.5%	17.0%	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%
围	15.9%	15.9%	16.0%	16.2%	16.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%

資料: 文京の介護保険(平成29年版)、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報(各年3月末現在)

② 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

- ●第1号被保険者の前期・後期高齢者別の推移をみると、平成19年度までは前期高齢者が後期高齢者を上回っていましたが、20年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。
- ●前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、平成28年度は3.7%となっています。
- ●後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいで推移しており、平成28年度は32.2%となっています。

【図表】3-11 前期・後期高齢者 (第1号被保険者) と要介護・要支援認定率の推移



※各年度末の数値。 資料:文京の介護保険(平成29年版)

3 年齢別認定者数・認定率

- ●年齢別に要介護・要支援認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下に留まっています。
- ●後期高齢者は、80~84歳の認定率が25.6%、85~89歳が50.9%、90歳以降になると79.0%になっており、年齢が上がるにつれ認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率

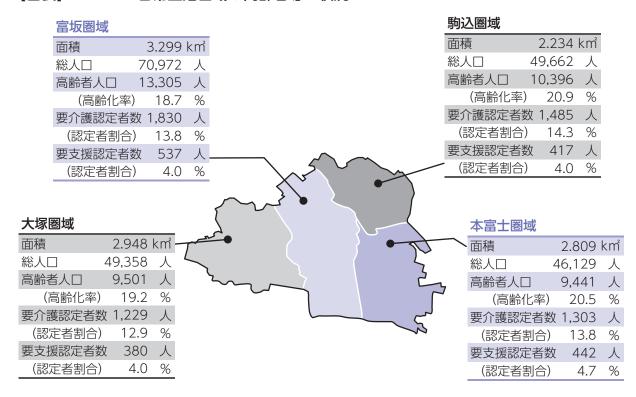


資料:住民基本台帳(平成29年10月1日現在)、介護保険事業状況報告月報(平成29年9月末現在)

4 日常生活圏域と高齢者等の状況

- ●介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を進めるなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- ●本区では富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者とのかかわりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)を1か所、分室を 1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- ●日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- ●要介護認定者数の割合では駒込圏域、要支援認定者数の割合では本富士圏域が他の圏域に比べ高くなっています。

【図表】3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



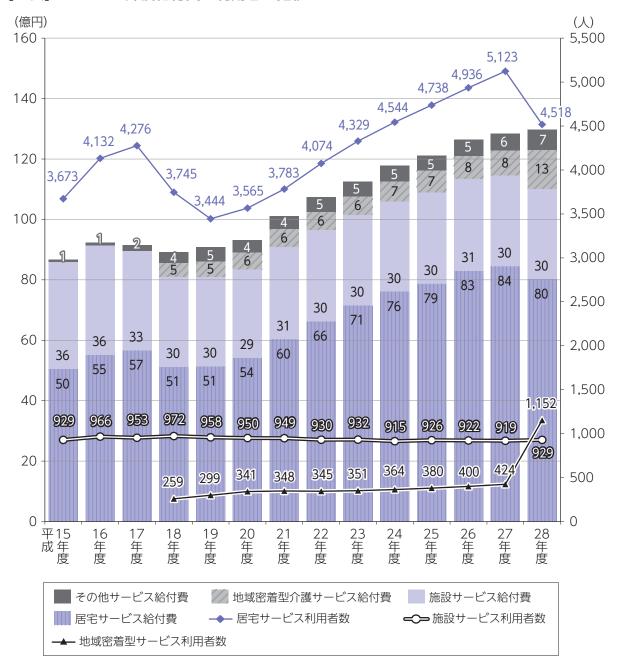
※データは平成29年9月1日現在。

※要介護・要支援認定者数は、住所地特例者(文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、 その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度)を除く。

7) 介護給付費と利用者の推移

- ●介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成15年度の87億円から28年度は130億円と約1.5倍に増加しており、特に居宅サービス給付費の割合が高くなっています。
- ●地域密着型介護サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行したため、平成28年度に大きく増加する一方、居宅サービスの利用者数は大きく減少しています。

【図表】3-14 介護給付費と利用者の推移



※データは、平成15年度から28年度までの実績。

資料: 文京の介護保険(平成29年版)

8) 保険料の推移

●第1号被保険者の基準保険料は、第1期の2,983円から第6期は5,642円と約1.9倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移

介護保険事業	第 1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
計画期間	平成12~14年度	平成15~17年度	平成18~20年度	平成21~23年度	平成24~26年度	平成27~29年度
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円

9) 介護サービス事業者の状況

●平成29年における区内の介護サービス事業者数は、26年と比較し、減少しています。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数

(単位:件)

サービス名			介護			介護予防	
	サービス名	平成23年	平成26年	平成29年	平成23年	平成26年	平成29年
居	宅介護支援・介護予防支援	42	53	51	4	4	4
	訪問介護	35	40	36	35	39	36
	訪問入浴介護	2	1	1	2	1	1
	訪問看護	14	17	19	4	17	13
	訪問リハビリテーション	5	5	5	1	5	3
居宅サ	通所介護	27	39	14	26	38	14
뀾	通所リハビリテーション	4	4	4	2	3	3
	短期入所生活介護	5	5	6	5	5	6
ービス	短期入所療養介護	3	3	3	3	3	2
	特定施設入居者生活介護	5	7	7	5	7	7
	福祉用具貸与	18	14	10	18	13	10
	特定福祉用具販売	17	15	12	16	15	12
	小計	135	150	117	117	146	107
旌	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	5	5	5			
施設サービス	介護老人保健施設(老人保健施設)	2	2	2			
	介護療養型医療施設	1	1	1			
	小計	8	8	8			
	夜間対応型訪問介護	1	1	1			
地	認知症対応型通所介護	7	8	8	7	8	8
密	小規模多機能型居宅介護	3	3	3	1	2	2
地域密着型サ	看護小規模多機能型居宅介護			1			
黄	認知症対応型共同生活介護	4	6	7	4	5	6
ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1	1			
「え」	地域密着型通所介護			24			
	小 計	15	19	45	12	15	16
	合 計	158	177	170	129	161	123

※各年3月現在

資料: 文京の介護保険(平成29年版)

10) 認知症について

1 認知症とは

- ●脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能(記憶する、思い出す、計算する、判断するなどの機能)が低下し、生活のしづらさが現れます。
- ●この状態のことを認知症といいます。65歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。

② 認知症高齢者の状況

●要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度 II a ランク以上と判断された高齢者は、 平成29年4月4,985人で、全体の約61.4%を占めています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位:人)

	認知症高齢者の日常生活自立度								合計	
	自立	I	Ιa	ΙΙb	I Ia	Шb	IV	M	小計	
平成27年4月	1,594	1,296	805	1,197	1,197	395	739	137	4,470	7,360
平成28年4月	1,820	1,380	853	1,323	1,260	433	819	147	4,835	8,035
平成29年4月	1,702	1,438	837	1,428	1,322	414	838	146	4,985	8,125

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
IIa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ιb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Шa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々 見られ、介護を必要とする。
Шb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々 見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動(周辺症状)あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

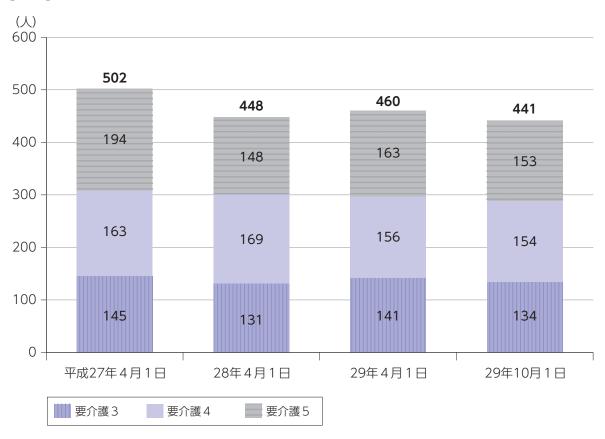
3 認知症サポート医等の状況

- ●区内の認知症サポート医¹は33名となっています。
- ●かかりつけ医認知症対応力向上研修受講医師は28名、認知症サポート医フォローアップ研修受講医師は12名となっています。
- ※人数は平成29年7月現在。

11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- ●特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成28年度以降、約450名前後で推移しています。
- 平成29年10月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が約30.4%、要介護4が約34.9%、要介護5が約34.7%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



- ※介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。
- ※本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入している。

¹ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

2

高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握する ため、平成28年度に高齢者等実態調査を実施しました。

その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】 3-20 平成28年度 高齢者等実態調査の概要

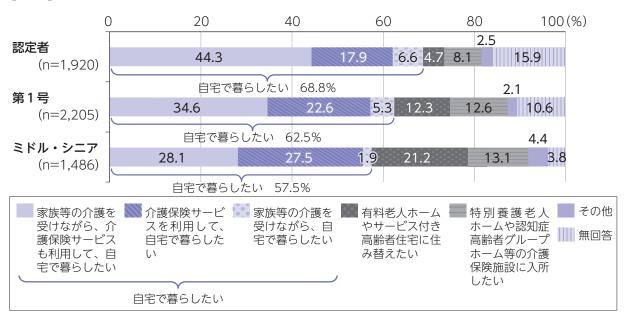
調査期間	平成28年10月1日~10月31日							
	要介護・要支援認定者	第1号被保険者	ミドル・シニア	介護サービス 事業所				
調査対象者	要介護・要支援認定を受けている、65歳以上の介護保険被保険者(介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設を利用していない)	要介護・要支援 認定を受けてい ない65歳以上 の介護保険被保 険者	要介護・要支援 認定を受けてい ない50~64歳 の介護保険被保 険者	区内の指定居宅 サービス・指定 地域密着型サー ビス等を提供す る事業所				
配布数	3,000	2,500	3,000	162				
有効回答数	1,920	2,205	1,486	139				
有効回答率	64.0%	73.5%	59.4%	85.8%				
略称	認定者	第1号	ミドル・シニア	事業所				

1) 今後希望する暮らし方等について

● 今後希望する暮らし方

●今後希望する暮らし方について、「自宅で暮らしたい」割合は〔認定者〕が68.8%、〔第 1号〕が62.5%、〔ミドル・シニア〕が57.5%となっています。

【図表】3-21 今後希望する暮らし方



② 現在の生活上の不安

- ●いずれの対象者も「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」及び 「自分や家族の健康」が上位2項目となっています。
- ●いずれの対象者も「地震などの災害時の備えや対応方法」が第3位となっています。

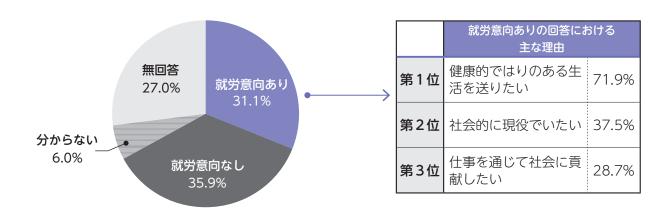
【**図表**】 **3 - 22** 現在の生活上の不安(複数回答、特にない・無回答を除く上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	自分が認知症や寝た きりなどにより介護 が必要になること	53.0%	自分や家族の健康	44.6%	自分や家族の健康	50.8%
第2位	自分や家族の健康	52.1%	自分が認知症や寝た きりなどにより介護 が必要になること	40.0%	自分が認知症や寝た きりなどにより介護 が必要になること	39.2%
第3位	地震などの災害時の 備えや対応方法	33.6%	地震などの災害時の 備えや対応方法	21.8%	地震などの災害時の 備えや対応方法	32.8%
第4位	夜間や緊急時に対応 してくれる人がいな い	20.1%	介護をしてくれる人 (家族等)がいない	15.0%	子の育児と親の介護	21.1%
第5位	友人や地域との交流 がない	17.8%	夜間や緊急時に対応 してくれる人がいな い	12.1%	介護をしてくれる人 (家族等)がいない	18.1%

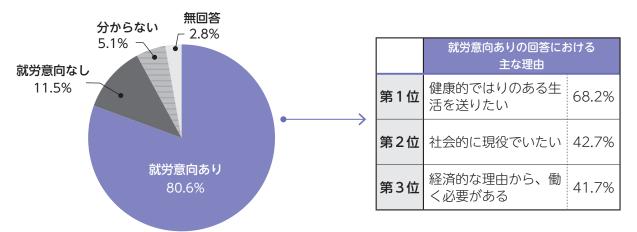
3 就労の意向等(第1号、ミドル・シニア)

- ●今後の就労意向がある割合は、(第1号) は31.1%、(ミドル・シニア) は80.6%となっています。
- 就労意向ありの理由は、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕ともに、「健康的ではりのある生活を送りたい」、「社会的に現役でいたい」が上位2項目となっています。

【図表】3-23 (第1号) における就労の意向等



【図表】3-24 〔ミドル・シニア〕における就労の意向等



- 〔第1号〕は、「趣味や特技を生かした活動」、「環境美化に関する活動」が上位2項目となっています。
- 〔ミドル・シニア〕は、「趣味や特技を生かした活動」、「子どもを対象とした活動」 が上位2項目となっています。

【図表】3-25 参加してみたい、興味があるボランティア活動

(複数回答、特にない・無回答を除く上位3位のみ)

	第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	趣味や特技を生かした活動	17.3%	趣味や特技を生かした活動	34.5%
第2位	環境美化に関する活動	10.2%	子どもを対象とした活動	22.6%
第3位	高齢者を対象とした活動	9.8%	環境美化に関する活動	18.0%

主な課題等

- ●調査対象者の約半数は、「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」や「自分や家族の健康」等の不安を抱えています。
- ●健康的ではりのある生活を送りたいと思う高齢者等のため、就業の機会を確保して いく取組が必要です。
- ●ボランティア活動に興味ある高齢者等のため、社会参加しやすい仕組みづくりが必要です。

2) 区に力を入れてほしい 高齢者施策・介護保険事業等について

○ 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと

- ●いずれの対象者も「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も多くなっています。
- ●次いで〔認定者〕・〔第1号〕は、「健康管理、介護予防」、「認知症高齢者に対する支援」、 「介護保険やサービスの情報提供」が上位項目となっています。
- ●次いで〔ミドル・シニア〕は、「認知症高齢者に対する支援」、「介護保険やサービスの情報提供」が上位項目となっています。

【図表】 3-26 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れて欲しいこと (複数回答、上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	特別養護老人ホーム などの施設サービス の充実	30.4%	特別養護老人ホーム などの施設サービス の充実	33.4%	特別養護老人ホーム などの施設サービス の充実	45.9%
第2位	健康管理、介護予防	24.3%	健康管理、介護予防	31.9%	認知症高齢者に対す る支援	40.1%
第3位	認知症高齢者に対す る支援	22.9%	介護保険やサービス の情報提供	30.8%	介護保険やサービス の情報提供	39.2%
第4位	介護保険やサービス の情報提供	22.6%	認知症高齢者に対す る支援	25.4%	健康管理、介護予防	37.9%
第5位	声かけや見守りサー ビスの充実	18.1%	地域包括ケアシステ ムの充実	21.5%	地域包括ケアシステ ムの充実	32.4%

② 認知症高齢者のいる家族への支援として必要と感じるもの(認定者)

● 〔認定者〕は、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」、「医療・介護等の専門職による訪問相談」が上位2項目となっています。

【図表】3-27 認知症高齢者のいる家族に必要な支援

(複数回答、わからない・無回答を除く上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)	
第1位	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	34.5%
第2位	医療・介護等の専門職による訪問相談	21.4%
第3位	通所サービス	20.9%
第4位	認知症を理解するための講座	15.9%
第5位	グループホーム	11.9%

③ 高齢者あんしん相談センターの認知度

- 〔認定者〕は、74.7%が「知っている」と回答しています。そのうち「センターの 役割を知っている」は28.6%、「相談や連絡をしたことがある」は33.1%となってい ます。
- 〔第1号〕は、70.5%が「知っている」と回答しています。そのうち「センターの 役割を知っている」は20.5%、「相談や連絡をしたことがある」は7.9%となってい ます。
- ●〔ミドル・シニア〕は、51.0%が「知らない、聞いたことがない」と回答しています。

【図表】3-28 高齢者あんしん相談センターの認知度(複数回答)

	項目	認定者 (n=1,920)	第1号 (n=2,205)	ミドル・シニア (n=1,486)
①知っている		74.7%	70.5%	47.5%
	名前を聞いたことがある	45.9%	55.6%	35.3%
	どこにあるか知っている	40.9%	29.7%	16.2%
	センターの役割を知っている	28.6%	20.5%	13.0%
	相談や連絡をしたことがある	33.1%	7.9%	10.0%
2	知らない、聞いたことがない	17.5%	25.5%	51.0%
③無回答		7.8%	4.0%	1.5%

- ●高齢者のための施設整備を計画的に進めていく必要があります。
- ●健康づくりや介護予防の取組を推進する必要があります。
- ●認知症高齢者やその家族に対する支援の取組を推進する必要があります。
- ●高齢者あんしん相談センターの認知度をさらに高める必要があります。

3) 介護サービス等について

● 介護保険料が上がる場合に充実してほしいサービス(認定者)

- ●介護サービスを利用している〔認定者〕は、「家庭を訪問して提供されるサービス」 が最も高くなっています。
- ●次いで「施設に通って提供されるサービス」、「特別養護老人ホーム」が上位項目となっています。

【図表】3-29 介護保険料が上がる場合に充実してほしいサービス

(無回答を除く上位3位のみ)

	介護サービスを利用している認定者(n=236)		
第1位	家庭を訪問して提供されるサービス	30.1%	
第2位	施設に通って提供されるサービス	11.9%	
第3位	特別養護老人ホーム	9.7%	

② 今後利用したい介護保険サービス(認定者)

- ●介護サービスを利用していない〔認定者〕は、「訪問介護(ホームヘルプ)」が27.2%で最も高くなっています。
- ●次いで「福祉用具」、「訪問看護」・「通所介護(デイサービス)」が上位項目となっています。

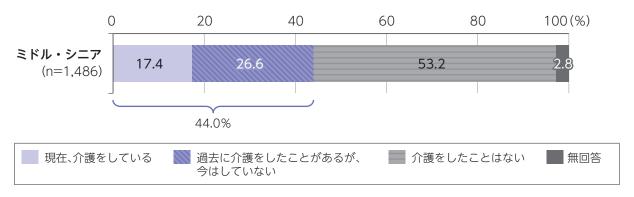
【**図表】 3-30 今後利用したい介護保険サービス**(特にないを除く上位3位のみ)

	介護サービスを利用していない認定者(n=562)		
第1位	訪問介護(ホームヘルプ)	27.2%	
第2位	福祉用具	18.7%	
第3位	訪問看護	16.2%	
(第3世)	通所介護(デイサービス)	16.2%	

③ 介護経験の有無(ミドル・シニア)

● 〔ミドル・シニア〕の介護経験の有無の割合は、「現在、介護をしている」が17.4%、 「過去に介護をしたことがあるが、今はしていない」が26.6%であり、合わせて 44.0%となっています。

【図表】3-31 介護経験の有無



4 家族又は親族からの介護の状況(認定者)

- ●介護保険サービスを利用している〔認定者〕の68.4%が、家族又は親族の介護を受けています。そのうち、介護を受けている頻度は「ほぼ毎日ある」が45.1%となっています。
- ●介護保険サービスを利用していない〔認定者〕の38.1%が、家族又は親族の介護を受けています。そのうち、介護を受けている頻度は「ほぼ毎日ある」が22.8%となっています。

【図表】3-32 家族又は親族からの介護を受けているか/介護保険サービス利用状況別

	項目	介護保険サービスを 利用している認定者(n=1,262)	介護保険サービスを 利用していない認定者(n=562)
①受けている		68.4%	38.1%
	家族・親族の介護はあるが、 週に1日よりも少ない	9.0%	5.3%
	週に1~2日ある	9.2%	7.5%
	週に3~4日ある	5.1%	2.5%
	ほぼ毎日ある	45.1%	22.8%
②受けていない		18.6%	37.2%
3無回答		13.1%	24.7%

⑤ 家族や親族の介護離職の有無(認定者)

- ●介護保険サービスを利用している〔認定者〕の家族や親族は、16.2%が介護のために退職又は転職した状況にあります。
- ●介護保険サービスを利用していない〔認定者〕の家族や親族は、9.8%が介護のため に退職又は転職した状況にあります。

【図表】 3-33 家族や親族の介護離職・転職の有無(複数回答)/サービス利用状況別

項 目	利用してい		介護保険サ 利用して 認定者(r	いない
主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)		(10.2%		6.1%
主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	介護のため	1.9%	介護のため	0.0%
主な介護者が転職した	退職・転職 - 16.2%	2.9%	退職・転職 ⁻ 9.8%	2.3%
主な介護者以外の家族・親族が転職した		1.2%		1.4%
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない		48.8%		50.5%
わからない		4.6%		3.7%
無回答		31.4%		36.4%

6 主な介護者が行っている介護等(認定者)

●介護保険サービスを利用している〔認定者〕の主な介護者及び介護保険サービスを利用していない〔認定者〕の主な介護者ともに、「食事の準備(調理等)」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が上位2項目となっています。

【図表】 3-34 主な介護者が行っている介護等(複数回答、上位5位のみ)/ サービス利用状況別

	介護保険サービスを利用している認定者 (n=862)		介護保険サービスを利用していない認定者 (n=214)		
第1位	食事の準備(調理等)	70.6%	その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)	64.5%	
第2位	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	70.0%	食事の準備(調理等)	64.0%	
为乙以	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	70.076	皮争()华州(加坯子)	04.070	
第3位	_	_	外出の付き添い、送迎等	57.0%	
第4位	外出の付き添い、送迎等	63.6%	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	56.1%	
第5位	服薬	46.6%	服薬	30.4%	

主な課題等

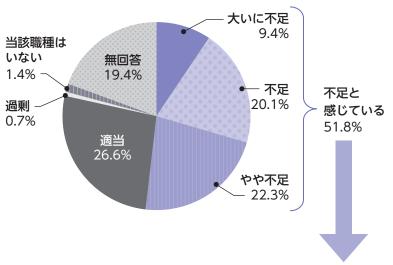
- ●適切な介護保険サービスの提供を確保するための取組が大切です。
- ●介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるための取組を推進して いく必要があります。

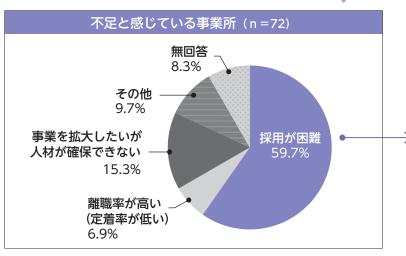
4) 介護人材について

① 従業員の過不足状況(事業所)

- (事業所) の51.8%は、従業員が不足と感じています。
- ●従業員が不足と感じている〔事業所〕の59.7%が、「採用が困難」と回答しており、 さらに、採用が困難な理由として「賃金が低い」、「社会的評価が低い」、「仕事がきつ い(身体的)」が上位3項目となっています。

【図表】 3-35 従業員全体の過不足状況(n=139)





採用が困難な理由 (n=43, 3つ以内複数回答)				
賃金が低い	48.8%			
社会的評価が低い	37.2%			
仕事がきつい (身体的)	34.9%			
その他	32.6%			
仕事がきつい (精神的)	27.9%			
雇用が不安定	25.6%			
キャリアアップの 機会が不十分	14.0%			
休みが取りにくい	11.6%			
労働時間が長い	9.3%			
わからない	9.3%			
夜勤が多い	0.0%			

② 介護人材確保のための取組(事業所)

●介護人材確保のための取組を行っている〔事業所〕の割合は87.8%で、「採用にあたり、ハローワーク、学校訪問等の様々なルートを活用し、募集を行っている」が66.9%で最も高く、次いで「従業員が育児や介護のために仕事と家庭生活の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進をしている」、「従業員の人材育成に努めている」となっています。

【図表】 3-36 介護人材確保のための取組(複数回答)

回答項目	事業所 (n=139)
採用にあたり、ハローワーク、学校訪問等の様々なルートを活用し、募集を 行っている	66.9%
従業員が育児や介護のために仕事と家庭生活の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進をしている	54.7%
従業員の人材育成に努めている	54.7%
従業員の悩みや不安・不満、疑問点等について、上司や同僚に気軽に相 談できる体制づくりや相談窓口を整備している	51.8%
従業員の賃金について、職能給や業績給などキャリアに連動した給与体 系を整備している	51.1%
採用にあたり、事業所の経営理念、運営方針、業務内容等を十分説明し、 就労後のミスマッチの解消に努めている	48.9%
その他	4.3%
特にない	5.0%
無回答	7.2%

取り組んで いる 87.8%

- ●高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくため、介護サービスを支える人材の確保や定着に向けた取組を推進していく必要があります。
- ●介護職員の資質等向上のため、介護サービス事業者等への情報提供や研修会の取組 を推進していく必要があります。

5) 医療について

● かかりつけ医等の有無

- 「かかりつけの医師がいる」割合は、〔認定者〕が93.0%、〔第1号〕が84.9%、〔ミドル・シニア〕が61.8%となっています。
- 「かかりつけの歯科医師がいる」割合は、〔認定者〕が53.4%、〔第1号〕が67.9%、 〔ミドル・シニア〕が55.9%となっています。
- 「かかりつけの薬局がある」割合は、〔認定者〕が62.8%、〔第1号〕が50.8%、〔ミドル・シニア〕が25.6%となっています。

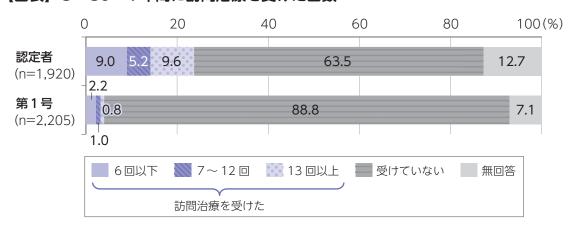
【図表】 3-37 かかりつけ医等の有無(複数回答)

項目	認定者 (n=1,920)	第1号 (n=2,205)	ミドル・シニア (n=1,486)
かかりつけの医師がいる	93.0%	84.9%	61.8%
かかりつけの歯科医師がいる	53.4%	67.9%	55.9%
かかりつけの薬局がある	62.8%	50.8%	25.6%
どれもない	1.4%	4.9%	18.1%
無回答	4.2%	2.6%	0.7%

② 1年間に訪問治療を受けた回数(認定者・第1号)

- ●〔認定者〕が訪問治療を受けた割合は23.8%です。そのうち、14.8%が7回以上訪問治療を受けたと回答しています。
- 〔第1号〕が訪問治療を受けた割合は、4.0%です。そのうち、1.8%が7回以上訪問治療を受けたと回答しています。

【図表】3-38 1年間に訪問治療を受けた回数



⑤ 医療連携の取組(事業所)

- ●医療連携に取り組んでいる〔事業所〕の割合は94.2%となっています。
- ●その内容は、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打合せ」が78.4%、「主治医や病院の地域連携室等との連携」が68.3%と上位になっています。
- 「各職種の専門性の相互理解のための研修会」、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」はそれぞれ24.5%、「多職種をコーディネートする人材育成」は7.9%となっています。

【図表】 3-39 医療連携の取組(複数回答)

項 目	医療連携の取組(n=139)
①取り組んでいる	94.2%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打合せ	78.4%
主治医や病院の地域連携室等との連携	68.3%
事例検討会の実施	32.4%
個別ケース会議の実施	46.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	24.5%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	24.5%
多職種をコーディネートする人材育成	7.9%
その他	2.2%
②特にない	3.6%
③無回答	2.2%

△ 地域で暮らし続けるために必要なこと

●いずれの対象者も、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」、「往診などの医療サービスが整っている」が上位2項目となっています。

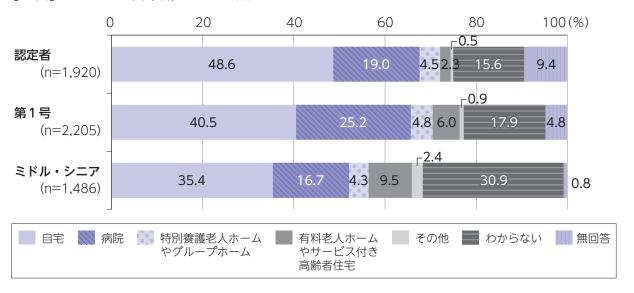
【図表】3-40 地域で暮らし続けるために必要なこと(3つ以内複数回答、上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		,920) 第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	夜間や緊急時でも利用 できる介護サービスが ある	39.1 %	往診などの医療サービ スが整っている	41.8 %	夜間や緊急時でも利用 できる介護サービスが ある	43.5 %
第2位	往診などの医療サービ スが整っている	38.6 %	夜間や緊急時でも利用 できる介護サービスが ある	37.2 %	往診などの医療サービ スが整っている	41.8 %
第3位	身近な人による見守り	26.2	相談体制や情報提供が	34.4	相談体制や情報提供が	39.0
	や助言がある	%	充実している	%	充実している	%
第4位	家事などの生活を支援	25.2	家事などの生活を支援	29.6	家事などの生活を支援	35.5
	するサービスがある	%	するサービスがある	%	するサービスがある	%
第5位	家族介護者を支援して	24.8	身近な人による見守り	27.2	家族介護者を支援して	35.3
	くれる仕組みがある	%	や助言がある	%	くれる仕組みがある	%

⑤ 終末期を迎える場所の希望

●終末期を「自宅」で迎えたいと希望する人の割合は〔認定者〕が48.6%、〔第1号〕 が40.5%、〔ミドル・シニア〕が35.4%となっています。

【図表】3-41 終末期をどこで迎えたいか



⑥ 自宅で最期まで療養するために必要なこと

●いずれの対象者も、自宅で最期まで療養するために必要なことは「往診・訪問診療をしてくれる医師」が最も高く、〔認定者〕が84.2%、〔第1号〕が83.8%、〔ミドル・シニア〕が78.9%となっています。

【図表】3-42 自宅で最期まで療養するために必要なこと(3つ以内複数回答、上位3位のみ)

	認定者(n=934)		第1号(n=893)		ミドル・シニア(n=526)	
第1位	往診・訪問診療をし てくれる医師	84.2%	往診・訪問診療をし てくれる医師	83.8%	往診・訪問診療をし てくれる医師 78.9%	
第2位	介護してくれる家族	55.2%	食事や排泄などの介 助をしてくれるホー ムヘルパー	i l	食事や排泄などの介 助をしてくれるホー 66.0% ムヘルパー	
第3位	食事や排泄などの介 助をしてくれるホー ムヘルパー		介護してくれる家族	49.7%	点滴や床ずれのケア 等をしてくれる看護 47.0% 師	

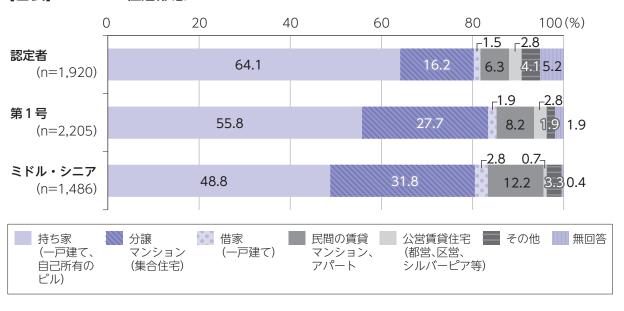
- ●かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つ割合を高めていくこと が重要です。
- ●在宅療養生活の増加が見込まれるため、在宅医療に係る体制整備が重要です。
- ●医師やケアマネジャー等が必要な情報を共有するための取組が重要です。

6) 住まいについて

1 住居形態

●いずれの対象者も「持ち家」が最も多く、「持ち家」と「分譲マンション」を合わせると80%を超えています。

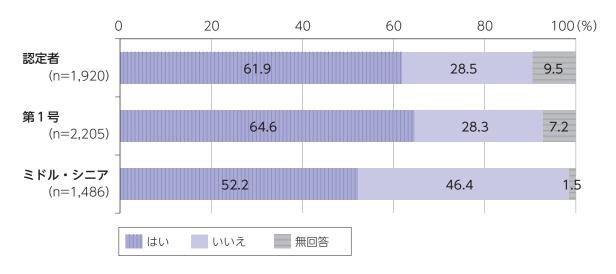
【図表】3-43 住居形態



2 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか

●介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいである割合は、〔認定者〕が61.9%、〔第1号〕が64.6%、〔ミドル・シニア〕が52.2%となっています。

【図表】3-44 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか



3 住まいについての不便や不安を感じていること

- ●いずれの対象者も「玄関、居室、廊下、トイレ、浴室などに段差がある」が最も多く なっています。
- ●次いで〔認定者〕は「老朽化している」、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕は「玄関、廊下、 階段、トイレ、浴室などに手すりがない」が上位項目となっています。

【図表】3-45 住まいについて不便や不安を感じていること

(複数回答、特にないを除く上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		認定者(n=1,920) 第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	玄関、居室、廊下、 トイレ、浴室などに 段差がある	33.1%	玄関、居室、廊下、 トイレ、浴室などに 段差がある	26.3%	玄関、居室、廊下、 トイレ、浴室などに 段差がある	32.4%
第2位	老朽化している	22.3%	玄関、廊下、階段、 トイレ、浴室などに 手すりがない	23.8%	玄関、廊下、階段、 トイレ、浴室などに 手すりがない	26.5%
第3位	耐震に不安がある	21.8%	居室や寝室などが2 階以上で、階段の昇 り降り		居室や寝室などが2 階以上で、階段の昇 り降り	24.6%
第4位	居室や寝室などが2 階以上で、階段の昇 り降り	17.7%	耐震に不安がある	17.1%	老朽化している	19.2%
第5位	玄関、廊下、階段、 トイレ、浴室などに 手すりがない	14.8%	老朽化している	16.4%	耐震に不安がある	18.7%

- ●高齢者が安心して住み続けられる住まいを確保していくことが必要です。
- ●高齢者が安心して賃貸住宅等に入居できるための支援が必要です。
- ●住まいにおける設備の不便や不安を解消するための取組が必要です。

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

● 現在の健康状況

- ●いずれの対象者も「どちらかといえば健康」と思う割合が最も高く、〔認定者〕が 34.7%、〔第1号〕が60.9%、〔ミドル・シニア〕が64.7%となっています。
- ●次いで〔認定者〕は、「あまり健康ではない」が30.4%、「健康ではない」が25.9% となっています。
- ●次いで〔第1号〕〔ミドル・シニア〕は「とても健康」と思う割合が高く、〔第1号〕 が16.3%、〔ミドル・シニア〕が22.7%となっています。

【図表】3-46 主観的な健康感

	認定者(n=1,920)		第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	どちらかといえば健康	34.7%	どちらかといえば健康	60.9%	どちらかといえば健康	64.7%
第2位	あまり健康ではない	30.4%	とても健康	16.3%	とても健康	22.7%
第3位	健康ではない	25.9%	あまり健康ではない	14.1%	あまり健康ではない	9.1%
第4位	とても健康	3.7%	健康ではない	5.9%	健康ではない	3.1%
第5位	無回答	5.3%	無回答	2.7%	無回答	0.5%

2 健康の維持・増進や介護予防等のために取り組んでいること

- ●いずれの対象者も、「栄養バランスに気をつけて食事する」が最も高くなっています。
- ●次いで〔認定者〕〔第1号〕は、「よくかむこと、□の中を清潔に保つことを気をつける」、 「自分で定期的な運動や体力づくりの取組をする」が上位項目となっています。
- ●次いで〔ミドル・シニア〕は、「仕事をする」、「自分で定期的な運動や体力づくりの 取組をする」が上位項目となっています。

【図表】3-47 健康の維持・増進や介護予防等のために取り組んでいること (3つ以内複数回答、上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	栄養バランスに気をつ けて食事をする	42.1 %	栄養バランスに気をつ けて食事をする	56.1 %	栄養バランスに気をつ けて食事をする	55.5 %
第2位	よくかむこと、口の中 を清潔に保つことを気 をつける	37.4 %	自分で定期的な運動や 体力づくりの取組をす る	44.7 %	仕事をする	45.6 %
第3位	自分で定期的な運動や 体力づくりの取組をす る	26.1 %	家族、友人、知人と交 流する	41.5 %	自分で定期的な運動や 体力づくりの取組をす る	45.4 %
第4位	家族、友人、知人と交 流する	25.8 %	よくかむこと、口の中 を清潔に保つことを気 をつける	33.0 %	家族、友人、知人と交流する	27.7 %
第5位	読み書き計算など脳の トレーニングをする	23.3 %	趣味や学習などの活動 をする	26.7 %	趣味や学習などの活動 をする	26.4 %

⑤ 健康の維持・増進や介護予防の取組を始めたきっかけ (第1号、ミドル・シニア)

- 〔第1号〕は、「以前から必要性を感じ自発的に取り組んでいる」が最も高く、次いで「家族のアドバイスや一言」、「友人、知人のアドバイスや一言」が上位項目となっています。
- 〔ミドル・シニア〕は、「以前から必要性を感じ自発的に取り組んでいる」が最も高く、 次いで「検査結果が気になったため」や「家族のアドバイスや一言」が上位項目となっ ています。

【図表】 3-48 健康の維持・増進や介護予防のための取組を始めたきっかけ (複数回答、上位5位のみ)

	第1号(n=2,010)		ミドル・シニア(n=1,311)			
第1位	以前から必要性を感じ自発的に取り 組んでいる	72.3%	以前から必要性を感じ自発的に取り 組んでいる	80.9%		
第2位	家族のアドバイスや一言	19.5%	検査結果が気になったため	17.8%		
第3位	友人、知人のアドバイスや一言	18.2%	家族のアドバイスや一言	14.0%		
第4位	医師等の専門家からの指導や助言	17.2%	医師等の専門家からの指導や助言	10.8%		
第5位	区の広報誌や回覧などから	11.0%	友人、知人のアドバイスや一言	9.5%		

❹ 健康の維持・増進や介護予防のため、今後取り組んでみたいこと (第1号、ミドル・シニア)

- 〔第1号〕は、「栄養バランスに気をつけて食事をする」が最も高く、次いで「自分で定期的な運動や体力づくりの取組をする」、「家族、友人、知人と交流する」が上位項目となっています。
- 〔ミドル・シニア〕は、「自分で定期的な運動や体力づくりの取組をする」が最も高く、次いで「栄養バランスに気をつけて食事をする」、「趣味や学習などの活動をする」が上位項目となっています。

【図表】 3-49 健康の維持・増進や介護予防のために取り組んでみたいこと (3つ以内複数回答、上位5位のみ)

	第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)		
第1位	栄養バランスに気をつけて食事をす る	44.0%	自分で定期的な運動や体力づくりの 取組をする	44.1%	
第2位	自分で定期的な運動や体力づくりの 取組をする	41.5%	栄養バランスに気をつけて食事をす る	33.5%	
第3位	家族、友人、知人と交流する	26.3%	趣味や学習などの活動をする	30.7%	
第4位	よくかむこと、口の中を清潔に保つ ことを気をつける	25.4%	仕事をする	19.3%	
第5位	趣味や学習などの活動をする	23.1%	よくかむこと、口の中を清潔に保つ ことを気をつける	14.7%	

⑤ 日常生活のこと(第1号)

- 〔第1号〕における歩行や移動、転倒の状況は、「歩く速度が遅くなってきた」、「昨年と比べて外出の回数が減った」が上位2項目となっています。
- 「昨年と比べて外出の回数が減った」における年齢別割合は、年齢が上がるごとに高くなっています。
- 〔第1号〕における食事・栄養、□の健康の状況は、「お茶や汁物、唾液等でむせる ことがある」、「□の渇きが気になる」が上位2項目となっています。

【図表】3-50 歩行や移動、転倒(複数回答、どれにもあてはまらないを除く上位3位)

	第1号(n=2,205)			年齢別割合	
第1位	歩く速度が遅くなってきた	45.6%		90歳以上	63.2%
第2位	昨年と比べて外出の回数が減った	21.3%		85~89歳	34.9%
第3位	背中が丸くなってきた	18.1%		80~84歳	28.8%
			•	75~79歳	22.6%
				70~74歳	15.0%
				65~69歳	14.5%

【図表】 3-51 食事・栄養、口の健康(複数回答、どれにもあてはまらないを除く上位3位)

	第1号(n=2,205)	
第1位	お茶や汁物、唾液等でむせることがある	15.4%
第2位	□の渇きが気になる	13.1%
第3位	半年前に比べて硬いものが食べにくくなった	13.0%

- ●健康の維持・増進のための取組をさらに推進する必要があります。
- 介護予防のための取組をさらに推進する必要があります。
- ●年齢が上がるごとに外出の回数が減る傾向があるため、地域での人とのつながりや 交流の場の提供等を支援する必要があります。

8) 災害時について

● 災害に関して不安に感じていること

- 〔認定者〕は「一人で避難できない」、「医療機器の使用や服薬ができなくなる等、医療の確保」、「家屋が倒壊する」が上位3項目となっています。
- 〔第1号〕〔ミドル・シニア〕は「避難所での生活」、「家屋が倒壊する」が上位2項目となっています。

【図表】3-52 災害に関して不安に感じていること(複数回答、特にないを除く上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		認定者(n=1,920) 第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,486)	
第1位	一人で避難できない	40.7 %	避難所での生活	39.1 %	避難所での生活	49.8 %
第2位	医療機器の使用や服薬 ができなくなる等、医 療の確保	35.1 %	家屋が倒壊する	36.9 %	家屋が倒壊する	44.4
	家屋が倒壊する	35.1 %		/0		/0
第3位	_	_	医療機器の使用や服薬 ができなくなる等、医 療の確保	27.8 %	離れている家族等と連絡ができない	31.7 %
第4位	避難所での生活	34.5 %	離れている家族等と連 絡ができない	16.0 %	医療機器の使用や服薬 ができなくなる等、医 療の確保	19.2 %
第5位	離れている家族等と連 絡ができない	16.9 %	災害の情報を得ること ができない	10.8 %	災害の情報を得ること ができない	14.0 %

2 災害発生時に備えて行っていること

●いずれの対象者も「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」、「家具に転倒防止器具を取り付けている」が上位2項目となっています。

【図表】3-53 災害発生時に備えて行っていること(複数回答、特にない・無回答を除く上位5位のみ)

	認定者(n=1,920)		第1号(n=2,205)		ミドル・シニア(n=1,	486)
第1位	非常時持ち出し品の用 意、非常食等の備蓄(3 日分程度)をしている	31.6 %	非常時持ち出し品の用 意、非常食等の備蓄(3 日分程度)をしている	49.2 %	非常時持ち出し品の用 意、非常食等の備蓄(3 日分程度)をしている	53.0 %
第2位	家具に転倒防止器具を 取り付けている	23.2	家具に転倒防止器具を 取り付けている	31.8 %	家具に転倒防止器具を 取り付けている	35.7 %
第3位	家族・親族とおちあう 場所や連絡方法を確認 してある	11.1	家族・親族とおちあう 場所や連絡方法を確認 してある	23.9 %	家族・親族とおちあう 場所や連絡方法を確認 してある	29.9 %
第4位	近所の人や地域の方等 と助け合えるよう普段 から交流している	9.5 %	近所の人や地域の方等 と助け合えるよう普段 から交流している	16.3 %	近所の人や地域の方等 と助け合えるよう普段 から交流している	10.4
第5位	避難行動要支援者名簿 に登録してある	7.2 %	住居の耐震診断を受け、必要な補強を行っている	8.0 %	住居の耐震診断を受け、必要な補強を行っている	7.1 %

③ 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況(事業所)

- ●事業所の64.1%が、実施していると回答しています。
- ●「特に行っていない」と回答した事業所は28.1%となっています。
- 「特に行っていない」と回答した事業所では、その他を除き、民間企業が37.3%で最も多く、次いでNPOが25.0%となっています。

【図表】3-54 災害発生時の避難や安否確認の訓練の実施状況/法人別

	項目	事業所数	事業所単独で 実施している	地域(町会等)と 合同で 実施している	特に 行っていない	無回答
	全 体	139	54.0 %	10.1%	28.1%	7.9%
	民間企業	83	55.4%	1.2%	37.3%	6.0%
	社会福祉法人	22	40.9%	45.5%	4.5%	9.1%
法	医療法人	10	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%
人	NPO	4	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%
別	一般社団(財団)法人	7	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%
	協同組合	9	55.6%	0.0%	22.2%	22.2%
	その他	3	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%

災害発生時の避難や安否確認の 訓練を実施している

- ●緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への取組を推進することが重要です。
- ●緊急・災害時に通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう、介護保険サービス事業者に対する支援が必要です。

資料編

第4章

主要項目及びその方向性



第4章

主要項目及びその方向性

1

地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、相互に協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2

在宅サービス等の充実と 多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供するとともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、 人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯 学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める 仕組みづくりを推進していきます。

4 いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認 や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、 消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築し ていきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡 充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時等に通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

資料編

第5章 計画の体系と 計画事業



第5章 計画の体系と計画事業

計画の体系

大項目	小項目		計画事業	
		1	ハートフルネットワーク事業の充実	
44h		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
拙		3	地域ケア会議の運営	
で		4	小地域福祉活動の推進	地1-1-1
غ		5	民生委員・児童委員による相談援助活動	
も		6	話し合い員による訪問活動	
地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による	7	みまもり訪問事業	地1-1-8
ヌラ	支え合いのしく	8	高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援	
合	みの充実	9	社会参加の促進事業	
う		10	シルバー人材センターの活動支援	
با		11	シルバーお助け隊事業への支援	
\		12	いきいきサービス事業の推進	地1-1-9
かの		13	ボランティア活動への支援	地1-1-3
充		14	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業	
実		15	地域活動情報サイト	
	0 F. A	1	地域医療連携の充実	保2-1-1
	2 医療・介護の連 携の推進	2	在宅医療・介護連携推進事業	
	かいにた	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	

凡例

- ・ は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事 業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業	
1		1 認知症に関する講演会・研修会	
44h		2 認知症相談	
古		3 認知症ケアパスの普及啓発	
で		4 認知症地域支援推進員の設置	
غ		5 認知症支援コーディネーターの設置	
も	も 3 認知症施策の推	6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
にま	進	7 認知症初期集中支援推進事業	
又ラ		8 認知症サポーター養成講座	
地域でともに支え合うしくみの充		9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
う		10 認知症の症状による行方不明者対策の充実	
リ		11 若年性認知症への取組	
\		12 生活環境維持事業	
かの		1 仕事と生活の調和に向けた啓発	
充		2 社会参加と将来の介護を見据えた「自分史」作成	支援事業
実		3 認知症初期集中支援推進事業	【再掲1-3-7】
	4 家族介護者への 支援	4 認知症サポーター養成講座	【再掲1-3-8】
	~ 1/ x	5 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	【再掲1-3-9】
		6 高齢者あんしん相談センターの機能強化	【再掲1-5-1】
		7 緊急ショートステイ	【再掲2-5-7】
		1 高齢者あんしん相談センターの機能強化	
	5 相談体制・情報	2 老人福祉法に基づく相談・措置	
	提供の充実	3 介護保険相談体制の充実	
		4 高齢者向けサービスの情報提供の充実	
		1 成年後見制度の利用促進	地3-3-4
		2 法人後見の受任	
	6 高齢者の権利擁	3 市民後見制度の推進	
	護の推進	4 福祉サービス利用援助事業の促進	地3-3-1
		5 高齢者虐待防止への取組強化	
		6 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目			
2	小块口	1	居宅サービス	
		2	施設サービス	
在		3	地域密着型サービス	
宅		4	事業者への実地指導・集団指導	
サ	1 介護サービスの	5	介護サービス情報の提供	
	充実	6	給付費通知	
L	70%	7	が見過え 公平・公正な要介護認定	
ス		8	主任ケアマネジャーへの支援	
等		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
の		10		
元		1	三元	
実		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
2	2 ひとり暮らし・	3	院内介助サービス	
多	寝たきり高齢者	4	寝たきり等高齢者理美容サービス	
体	等への支援	5	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業	
はは		6	ごみの訪問収集	
ᆂ		7	歯と□腔の健康	保1-1-5
在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支		1	介護サービス事業者連絡協議会	
方	3 介護サービス事	2	ケアマネジャーへの個別相談・研修	
の	業者への支援	3	ケアプラン点検の実施	
专		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
援	4 介護人材の確保・	1	介護人材の確保・定着に向けた支援	
や	定着への支援	2	介護施設ワークサポート事業	
取		1	居住支援の推進	
組		2	高齢者住宅設備等改造事業	
		3	住宅改修支援事業	
		4	高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)	
		5	高齢者施設の整備(介護老人保健施設)	
	5 住まい等の確保	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
	と生活環境の整	7	緊急ショートステイ	
	備	8	公園再整備事業	
		9	公衆・公園等トイレの整備事業	地2-1-6
		10	文京区バリアフリー基本構想の推進	
		11	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱 く指導	に基づ
		12	道のバリアフリーの推進	地2-1-1

大項目	小項目		計画事業	
3		1	健康相談	
八事		2	健康診査・保健指導	保1-2-2
唐	1 健康づくりの推 推	3	高齢者向けスポーツ教室	
Ti	進		高齢者いきいき入浴事業	
豊		5	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援	
か		1	訪問型・通所型サービス	
な首		2	短期集中予防サービス	
健康で豊かな暮らしの実現		3	介護予防ケアマネジメントの実施	
	0 A#### 0#	4	介護予防把握事業	
の	2 介護予防・日常 生活支援の推進	5	介護予防普及啓発事業	保1-5-2
実			介護予防ボランティア指導者等養成事業	
垷	垷	7	生活支援体制整備事業	
			地域介護予防活動支援事業(通いの場)	
		9	地域リハビリテーション活動支援事業	
		1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
		2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)	
		3	生涯にわたる学習機会の提供	
		4	高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援	
		5	いきがいづくり世代間交流事業	
	3 生涯学習と地域 交流の推進	6	いきがいづくり文化教養事業	
	久///(▽/)在座	7	いきがいづくり敬老事業	
		8	ふれあいいきいきサロン	地1-1-6
		9	福祉センター事業	
		10	長寿お祝い事業	
		11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業
4	4 い たざ 者等への支援 めと	1 避難行動要支援者への支援
1.5		2 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
たざ		3 高齢者緊急連絡カードの整備
		4 緊急通報システム
のい		5 福祉避難所の拡充 地3-4-4
体う	2 災害に備える住	1 耐震改修促進事業 地3-4-5
制時	環境対策の推進	2 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6
3 災害に備える介		1 事業継続計画マニュアル等の作成支援
6)	護サービス事業 者への支援	2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する 情報提供

2 計画事業

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1-1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をは じめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進め ていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。

3年間の	項目	28年度実績	32年度末
事業量	ハートフルネットワーク協力機関数	662団体	700団体

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要

高齢者の介護及び介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進する。また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげる。

1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

3年間の 事業量 各高齢者あんしん相談センターで個別課題レベルの地域ケア会議を実施するとともに、地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。各会議体は既存会議を効果的に活用する。

1-1-4 小地域福祉活動の推進 (地1-1-1)

事業概要

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

3年間の 事業量

8名体制になった地域福祉コーディネーターが中心になり、空き家・空き室・空きスペースなどを活用し、誰もが参加できる地域の居場所づくりを進めていく。その居場所を拠点として、住民同士の交流や支え合い、みまもり活動のサポートを行う。今後は常設の居場所を支援する仕組みを検討していく。

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-6 話し合い員による訪問活動

事業概要

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-7 みまもり訪問事業 (地1-1-8)

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア (みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。

【社会福祉協議会実施事業】

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の 事業量	利用者数	62人	65人	70人	75人
	みまもりサポーター数	54人	60人	65人	70人

1-1-8 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援

事業概要

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手(情報提供、外出援助、閉じこもり防止)、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-9 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-10 シルバー人材センターの活動支援

事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。さらに、シルバー人材センターが、多様な就業機会の確保を図るために準備を進めている労働者派遣事業への取組を支援する。

3年間の	
事業量	

項目	28年度実績	32年度末	
会員数	1,007人	1,125人	
就業実人員	792人	900人	
就業率	78.6%	80.0%	

1-1-11 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要

高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-12 いきいきサービス事業の推進 (地1-1-9)

事業概要

 3年間の	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
事業量	新規登録利用会員数	152人	175人	200人	225人

1-1-13 ボランティア活動への支援 (地1-1-3)

75	444	555) 1	Arrest or
==		1374	

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。 【社会福祉協議会実施事業】

 3年間の	項	28年度実績	30年度	31年度	32年度
事業量	利用登録団体数	200団体	275団体	300団体	325団体

1-1-14 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

事業概要

ミドル・シニアの行動力とアイディアを活かして、区の情報誌(セカンドステージ・サポート・ナビ)の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど情報発信の強化を行う。

3年間の 事業量 情報誌の編集やホームページ作成などに関連するセミナーを年1回開催し、情報 誌の改訂や専用サイトの更新などを行う。

1-1-15 地域活動情報サイト

事業概要

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。 【社会福祉協議会実施事業】

1-2) 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-2-1 地域医療連携の充実 (保2-1-1)

事業概要

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

3年間の 事業量

地域医療連携推進協議会・検討部会において、課題の整理、解決策・対応策の協 議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要

在宅医療・介護連携に関する相談・調整等を行う窓口を地区医師会と高齢者あんしん相談センターに設置する取組の他、医療・介護関係者との情報共有や連携の推進に向けた事業を進める。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要

医療機関を掲載した冊子等の作成により、日頃から健康や医療について相談を行うとともに、初期の医療を行うかかりつけの医療機関などを持つことを区民に推奨していく。

1-3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における認知症施策を推進します。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

事業概要

講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

3年間の	項	28年度実績	30年度	31年度	32年度
事業量	講演会・研修会	8 🗆	8 🗆	8 🗆	8 🗆

1-3-2 認知症相談

事業概要

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおいて嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス(あんしん生活ガイド)の普及啓発を図る。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期発見・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。また、一層の活動参加促進のため、事例検討を通じた対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活用について検討を進める。

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の事業量	認知症サポーター養成数(年間)	1,149人	1,000人	1,000人	1,000人
	認知症サポーター養成数(累計)	10,384人	12,000人	13,000人	14,000人
	実践講座	1 🗆	20	20	20

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要

認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。

3年間の 事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	認知症家族交流会	8 🗆	8 🗆	8 🗆	8 🗆
	介護者教室	8 🗆	8 🗆	8 🗆	8 🗆
	認知症カフェ	220	240	240	240

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・ 早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

3年間の 事業量 メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク参加への呼びかけや地域住民等による声掛け模擬訓練の実施など、地域における見守り体制整備の支援を行う。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や民間事業者が運営する探索サービスの利用助成を行う。

1-3-11 若年性認知症への取組

事業概要

東京都若年性認知症総合支援センターや関係機関等と連携し、若年性認知症の人への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。

1-3-12 生活環境維持事業

事業概要

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4) 家族介護者への支援

介護を行っている家族(家族介護者)の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要

多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-4-2 社会参加と将来の介護を見据えた「自分史」作成支援事業

事業概要

親子で高齢者自身の自分史を作成することを契機に、閉じこもりがちな高齢者を地域社会と結び付けていく。また、家族で話し合い「思い」や「人との関係」、「過去の体験」、「趣味や志向」などを把握し、介護が必要になったときの情報源として活用することで、介護の質の向上等に役立てる。

 3年間の	項	B	30年度	31年度	32年度
事業量	利用者数		10世帯	10世帯	10世帯

1-4-3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲1-3-7】

1-4-4 認知症サポーター養成講座

【再掲1-3-8】

1-4-5 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ [再掲 1-3-9]

1-4-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化 【再掲 1-5-1】

1-4-7 緊急ショートステイ

【再掲2-5-7】

1-5) 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するため、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。

1-5-2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等と連携を図りながら 支援を行う。また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度 の区長申立て手続きを行う。

1-5-3 介護保険相談体制の充実

事業概要

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-4 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-6) 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めます。

また、虐待防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化するとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-6-1 成年後見制度の利用促進 (地3-3-4)

事業概要

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。 【社会福祉協議会実施事業】

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の 事業量	成年後見学習会・講座開催数	8 🗆	100	100	100
尹木里	専門相談件数	25件	33件	34件	35件

1-6-2 法人後見の受任

事業概要

1-6-3 市民後見制度の推進

事業概要

認知症の人やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人(市民後見人)が地域での後見業務を担うことができるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】

1-6-4 福祉サービス利用援助事業の促進 (地3-3-1)

事業概要

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の	福祉サービス利用援助事業件数	46件	46件	46件	46件
事業量	財産保全管理サービス件数	25件	33件	34件	35件
	法律相談件数	16件	16件	16件	16件

1-6-5 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要

虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を講じる。また、高齢者の権利擁護のため、広報啓発活動を進め虐待防止や早期発見を図る。

1-6-6 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを 実施する。また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2-1) 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的 に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

2-1-1 居宅サービス

事業概要

要介護・要支援状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

事業概要

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設(介護医療院)に入所(入院)している要介護者に対し、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

事業概要

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や、地域での生活が継続できるように、区が事業者の指定や監督を行い、地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく応えることで、住み慣れた地域での絆を失わない介護を実現する。また、潜在的なニーズ等を把握、分析し、より実情にあった整備計画に基づき、民間事業者による効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

	項目	28年度実績	32年度末
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	1か所
	夜間対応型訪問介護	1か所	1か所
	認知症対応型通所介護	8か所	9か所
3年間の 事業量	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む)	4か所	7か所
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	7か所	10か所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護	0 か所	3か所

2-1-4 事業者への実地指導・集団指導

事業概要

居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査、特別養護老人ホーム等の夜間人員体制の確認を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

3:	年	間	σ,
事	S 🗦	售	Ē

項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
事業所実地指導及び監査				
居宅サービス事業所	20か所/年	20か所/年	20か所/年	20か所/年
地域密着型サービス事業所	8か所/年	8か所/年	8か所/年	8 か所/年
介護保険施設	2か所/年	2か所/年	2か所/年	2か所/年
集団指導				
介護サービス事業者連絡協議会	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
及び各介護事業者部会での実施				

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 給付費通知

事業概要

適正な介護サービス及び総合サービス事業が提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。

2-1-7 公平・公正な要介護認定

事業概要

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーへの支援

事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修や意見交換等の場を提供することにより、ケアマネジャー相互のネットワークの構築及び後進の育成支援を行う。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅 へ訪問し調査する。				
o + 22 o	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の 事業量	福祉用具購入・住宅改修に係る利 用者宅訪問調査	15件/年	12件/年	12件/年	12件/年

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2) ひとり暮らし・寝たきり高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安 否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援する事業等を実施して いきます。

また、寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、 一定期間ヘルパーを派遣し支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けており、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

事業概要

医療機関受診時に付添いが必要な高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

3年間の	項	a	28年度実績	32年度末
事業量	利用者数		297人	321人

2-2-4 寝たきり等高齢者理美容サービス

事業概要

65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な寝たきりの状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要

65歳以上で寝たきり又は認知症等の高齢者に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成し、精神的又は経済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要

65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康 (保1-1-5)

事業概要

成人の□腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、 歯周疾患検診を実施する。また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者 に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行 い、在宅療養者の□腔衛生の向上を図る。

2-3) 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要

介護サービス事業者相互間及び区との連携及び区民に適切な介護サービスの提供 を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。また、部会において、介護従事 者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	事業者連絡協議会	3回 延197事業所 243人	3 🗆	3 🗆	3 🗆
3年間の 事業量	居宅介護支援事業者部会	4回 延99事業所 144人	40	4 🗆	4 🗆
尹 承皇	訪問介護事業者部会	3回 延37事業所 45人	3 🗆	3 🗆	3 🗆
	通所事業者部会	2回 延21事業所 29人	2 0	2 🗆	2 🛭

2-3-2 ケアマネジャーへの個別相談・研修

事業概要

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャー等からの 個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに個別指導を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4) 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのため、区内介護事業者と連携して、介護人材を確保等するためのイベントや介護人 材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助及び将来の担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアーや出張講座、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や新たな介護人材として外国人の受け入れに対する支援など包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

3年間の 事業量

項目	30年度	31年度	32年度
介護施設従事職員住宅費補助	50人	50人	50人
介護職員初任者研修受講費用補助	50人	50人	50人
介護職員実務者研修受講費用補助	20人	20人	20人
外国人介護職員採用補助	10人	10人	10人

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5) 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進

事業概要

特に住宅に困窮している高齢者の居住に供するためシルバーピアの管理運営を行うとともに、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進め、高齢者の円滑な入居を促進する。また、シルバーピア等の入居者には、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう支援し、住宅の確保に配慮を要する高齢者には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで 支障がある高齢者に対し、その方の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付す ることにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)

事業概要

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。

3年間の 事業量 春日二丁目区有地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)

事業概要

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

3年間の 事業量

文京大塚みどりの郷及び文京くすのきの郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施する。なお、文京白山の郷、文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していく。

2-5-7 緊急ショートステイ

事業概要

介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業

事業概要

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備 基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

2-5-9 公衆・公園等トイレの整備事業 (地2-1-6)

事業概要

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

3年間の 事業量 区内の公衆・公園等トイレ53箇所について、だれでもトイレの設置を含む整備を行う。

2-5-10 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

2-5-11 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-12 道のバリアフリーの推進 (地2-1-1)

事業概要

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー 基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘 導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を 図る。

3年間の
事業量

項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
生活関連経路に指定された区道の 整備率	_	5.0%	7.5%	10.0%

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液 検査などを行う健康診断を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導 (保1-2-2)

事業概要

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3年間の
事業量

項 目	28年度実績	32年度末
特定健康診査受診率	44.5%	52.5%
特定保健指導実施率(終了率)	17.6%	30%

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要

閉じこもり予防や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3年間の	項目	28年度実績	32年度末
事業量	シニア入浴事業(延利用人数)	108,497人	119,390人

3-1-5 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

事業概要

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2) 介護予防・日常生活支援の推進

多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的に介護予防や生活支援のサービスを実施します。

また、要介護・要支援状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を早期に発見し、 速やかに適切な介護予防事業に結び付け、高齢者が要介護・要支援状態にならないよう予 防する施策を行うとともに、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮 らしができるよう、介護予防の取組を推進し普及啓発を図っていきます。

3-2-1 訪問型・通所型サービス

事業概要

地域における自立した生活を支えるため、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による様々なサービスを提供する。

3-2-2 短期集中予防サービス

事業概要

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-3 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-2-4 介護予防把握事業

事業概要

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-5 介護予防普及啓発事業 (保1-5-2)

事業概要

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

 3年間の	28年度実績	32年度末
事業量	3,646人	3,880人

3-2-6 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒 骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-7 生活支援体制整備事業

事業概要

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。

【社会福祉協議会実施事業】

3-2-8 地域介護予防活動支援事業(通いの場)

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的 に推進していく。 【社会福祉協議会実施事業】

3-2-9 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、 高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等 における取組を総合的に支援する。具体的には、リハビリテーションの理念を踏ま えて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランス良くアプローチし、高 齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行う。

3-3) 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、閉じこもりを予防する外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-3-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-3-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)

事業概要

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを 目的として、2年制の講座を実施する。

3-3-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを実施し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-3-4 高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援

事業概要

専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との協働事業「健康まち歩き」の実施などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-3-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力により学生と高齢者が交流しながら行う「健康まち歩き」や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。

3-3-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要

高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-3-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要

高齢者の生きがいや健康の向上、閉じこもり予防を図るため、高齢者マッサージ サービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の 日の集い」等を実施する。

3-3-8 ふれあいいきいきサロン (地1-1-6)

事業概要

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会やおしゃべり等の楽しむ場を通して地域で交流を深め、孤立を予防するとともに地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるようにするため、住民主体のサロンづくりを支援する。 【社会福祉協議会実施事業】

 3年間の	項	B	28年度実績	30年度	31年度	32年度
事業量	サロン設置数		107か所	110か所	115か所	120か所

3-3-9 福祉センター事業

事業概要

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、総合福祉センター祭り等を実施する。

3-3-10 長寿お祝い事業

事業概要

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民 生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる人には、誕生 日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-3-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4 いざという時のための体制づくり

4-1) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

事業概要

災害時における避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等を適切に行うため、 支援者や関係機関との連携の強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図 る。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備 (地3-4-3)

事業概要

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティア センターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮ら せる仕組みづくりに努める。 【社会福祉協議会実施事業】

3年間の 事業量 災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から関係機関や協定締結先との連携を進める。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみ世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

3年間の	項目	28年度実績	32年度末
事業量	設置人数	6,316人	7,721人

4-1-4 緊急通報システム

事業概要

ひとり暮らし等の高齢者が家の中で発作等により緊急事態となった場合、ペンダントのボタンを押すことにより速やかな救助活動へつなぐ。

4-1-5 福祉避難所の拡充 (地3-4-4)

事業概要

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線LANを配置する。

3年間の 事業量

区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の 開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置箇所数の拡大を図る。あ わせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や 災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会(協定施設、区内福祉事業者、区関係課で 構成)を通じて「福祉避難所設置・運営マニュアル」の改善を行う。

4-2) 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業 (地3-4-5)

事業概要

建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。 高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を 優遇する。

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	19件	20件	20件	20件
3年間の 事業量	木造住宅耐震設計・改修 (高齢者・障害者)	2件	4件	4件	4件
	木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成 (地3-4-6)

事業概要

災害時における負傷の原因となり、また、避難、救出及び救護の障害となる家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行う。

	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
3年間の 事業量	家具転倒防止器具購入・設置費用 助成	105世帯	100世帯	100世帯	100世帯

4-3) 災害に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、 発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのため、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害に関する取組や必要な情報提供を行います。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

事業概要

災害時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入 所者や利用者を災害から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更 新を支援する。

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害に関する取組や必要な情報を提供するとともに研修会を実施する。

[資料] 計画の体系と計画事業の全体図

大項目(施策の方向性) 小項目(施策の分野) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現します 高齢者等による支え合いのしくみの充実 2 医療・介護の連携の推進 3 認知症施策の推進 地域でともに支え合う 4 家族介護者への支援 しくみの充実 5 相談体制・情報提供の充実 6 高齢者の権利擁護の推進 介護サービスの充実 2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者等への支援 2 在宅サービス等の充実と 3 介護サービス事業者への支援 多様な住まい方の 支援や取組 4 介護人材の確保・定着への支援 5 住まい等の確保と生活環境の整備 健康づくりの推進 健康で豊かな暮らしの 2 介護予防・日常生活支援の推進 実現 3 生涯学習と地域交流の推進 避難行動要支援者等への支援 4 いざという時のための 2 災害に備える住環境対策の推進 体制づくり 3 災害に備える介護サービス事業者への支援

計画事業

1ハートフルネットワーク事業の充実 2文京区地域包括ケア推進委員会の運営 3地域ケア会議の運営 4小地域福祉活動の推進 5民生委員・児童委員による相談援助活動 6話し合い員による訪問活動 7みまもり訪問事業 8高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援 9社会参加の促進事業 10シルバー人材センターの活動支援 11シルバーお助け隊事業への支援 12いきいきサービス事業の推進 13ボランティア活動への支援 14ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 15地域活動情報サイト

- 1 地域医療連携の充実 2 在宅医療・介護連携推進事業 3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
- 1 認知症に関する講演会・研修会 2 認知症相談 3 認知症ケアパスの普及啓発 4 認知症地域支援推進員の設置 5 認知症支援コーディネーターの設置 6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携 7 認知症初期集中支援推進事業 8 認知症サポーター養成講座 9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ 10 認知症の症状による行方不明者対策の充実 11 若年性認知症への取組 12 生活環境維持事業
- 1 仕事と生活の調和に向けた啓発 2 社会参加と将来の介護を見据えた「自分史」作成支援事業 3 認知症初期集中支援推進事業(再掲) 4 認知症サポーター養成講座(再掲) 5 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ(再掲) 6 高齢者あんしん相談センターの機能強化(再掲) 7 緊急ショートステイ(再掲)
- 1 高齢者あんしん相談センターの機能強化 2 老人福祉法に基づく相談・措置 3 介護保険相談体制の充実 4 高齢者向けサービスの情報 提供の充実
- 1 成年後見制度の利用促進 2 法人後見の受任 3 市民後見制度の推進 4 福祉サービス利用援助事業の促進 5 高齢者虐待防止への取組 強化 6 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談
- 1居宅サービス 2施設サービス 3地域密着型サービス 4事業者への実地指導・集団指導 5介護サービス情報の提供 6給付費通知 7公平・公正な要介護認定 8主任ケアマネジャーへの支援 9福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 10生活保護受給高齢者支援事業
- 1 高齢者自立生活支援事業 2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業 3 院内介助サービス 4 寝たきり等高齢者理美容サービス 5 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業 6 ごみの訪問収集 7 歯と□腔の健康
- 1 介護サービス事業者連絡協議会 2 ケアマネジャーへの個別相談・研修 3 ケアプラン点検の実施 4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進
- 1介護人材の確保・定着に向けた支援 2介護施設ワークサポート事業
- 1居住支援の推進 2高齢者住宅設備等改造事業 3住宅改修支援事業 4高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム) 5高齢者施設の整備 (介護老人保健施設) 6旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 7緊急ショートステイ 8公園再整備事業 9公衆・公園等トイレの整備事業 10文京区バリアフリー基本構想の推進 11文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 12道のバリアフリーの推進
- 1健康相談 2健康診査・保健指導 3高齢者向けスポーツ教室 4高齢者いきいき入浴事業 5高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する 支援
- 1 訪問型・通所型サービス 2 短期集中予防サービス 3 介護予防ケアマネジメントの実施 4 介護予防把握事業 5 介護予防普及啓発事業 6 介護予防ボランティア指導者等養成事業 7 生活支援体制整備事業 8 地域介護予防活動支援事業(通いの場) 9 地域リハビリテーション活動支援事業
- 1アカデミー推進計画に基づく各種事業 2文京いきいきアカデミア(高齢者大学) 3生涯にわたる学習機会の提供 4高齢者クラブ活動 (学習と交流)に対する支援 5いきがいづくり世代間交流事業 6いきがいづくり文化教養事業 7いきがいづくり敬老事業 8ふれあい いきいきサロン 9福祉センター事業 10長寿お祝い事業 11シルバーセンター等活動場所の提供
- 1 避難行動要支援者への支援 2 災害ボランティア体制の整備 3 高齢者緊急連絡カードの整備 4 緊急通報システム 5 福祉避難所の拡充
- 1 耐震改修促進事業 2 家具転倒防止器具設置費用助成
- 1事業継続計画マニュアル等の作成支援 2介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供



資料編

第6章

地域包括ケアシステムの 深化・推進



第6章

地域包括ケアシステムの深化・推進

1 文京区における地域包括ケアシステム

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進に取り組んでいきます。

1) 第6期における制度改正

平成26年の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により介護保険法が改正され、介護保険財源で区市町村が取り組む事業である地域支援事業の大幅な内容変更が行われました。

本区では、この地域支援事業の一つである介護予防・日常生活支援総合事業において、 多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、社 会福祉協議会と共に検討し、介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活 動を進める住民主体の「通いの場」への運営支援を開始しました。

2) 第7期における制度改正

平成29年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により関係法令が改正され、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療と介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組等、さらに新たな取組事項が盛り込まれました。

3) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

今後は、新たな制度改正に対応するとともに、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、区民の皆様とともに地域づくりを 進めていくため、本区では、新たに3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つ ながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、さまざまな取組を進めていきます。 2

地域包括ケアシステムの 深化・推進に向けた取組

1) 重点的取組事項

本区では、前述した3つのメッセージや介護保険法の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた以下の取組を重点的に進めていきます。

① 在宅医療・介護連携の推進

ア 第6期における取組状況等

介護保険法上に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業の事業項目である、(ア) 地域の医療・介護の資源の把握、(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、 (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、(エ)医療・介護関係者の 情報共有の支援、(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援、(カ)医療・介護関係者の 研修、(キ)地域住民への普及啓発、(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連 携など、さまざまな取組を実施しました。

イ 第7期における目標・展望

地域で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けられるようにするため、医療関係者と介護サービス事業者などの関係者との連携の強化や在宅医療・介護連携推進事業の充実に向けた取組を進めていきます。

ウ 第7期における取組事項・方向性

医療・介護関係者等の多職種間の顔の見える関係づくりのための研修や交流会の開催、 ICT¹を活用した医療・介護関係者間の情報共有等の取組を実施し、医療・介護等の 連携の強化に努めます。

また、区民に対して、在宅における医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、療養支援等に関する的確な情報提供を行うとともに、わかりやすく丁寧な周知・ 啓発を行っていきます。

¹ ICT Information and Communications Technology (情報通信技術) の略で、携帯電話、メール、インターネット、放送といった情報や通信に関する技術の総称のこと。

② 認知症施策の推進

ア 第6期における取組状況等

認知症に関する高齢者実態調査の結果や認知症ケアパス検討専門部会における検討を踏まえ、認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパスを構築し、パンフレットの作成・普及に取り組みました。

認知症の症状による行方不明者対策については、ただいま!支援登録(事前登録事業)、ただいま!支援SOSメール、靴用ステッカー及びアイロンシールの配付、「うちに帰ろう」模擬訓練の実施など、地域における見守り体制の強化につながる取組を開始しました。

イ 第7期における目標・展望

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の基本的な考え方が介護保険法に規定されたことを踏まえ、「認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができる文京区」の実現に向けた認知症施策を推進していきます。

施策の推進に当たっては、慣れ親しんだ暮らしや認知症の本人の思いを大切にした支援を目指し、支援者目線のケアから本人目線に立った見守るケアへの転換を図るための 取組を進めていきます。

ウ 第7期における取組事項・方向性

認知症への理解を深めていくためには、関連する知識の普及・啓発が重要であることから、認知症ケアパスについて、病院等の医療関係機関だけでなく、区内全域に広がるよう、周知に努めていきます。

また、認知症の初期段階から多職種が連携して支援する体制を整備することにより、 適切な医療や介護につなげるとともに、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図る取組 を進めます。

区内全域で認知症の本人及びその家族を支える意識を醸成するため、地域における見守り体制の強化に向けた取組を推進していきます。

3 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進

ア 第6期における取組状況等

介護予防は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や要介護・要支援状態の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。

これまで、運動機能及び口腔機能等の維持向上を図る取組や文の京介護予防体操の拠点数拡充等により高齢者の介護予防活動を推進してきました。

また、平成28年度から生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を社会福祉協議会に配置して、4つの日常生活圏域の現状把握及び各地域での支え合い体制づくり活動の方針について、協議・検討を進めました。

その結果、29年度には、介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活動を進める住民主体の「通いの場」への運営支援を開始することができました。

イ 第7期における目標・展望

高齢者、家族、事業者等、地域全体に自立支援の理念や介護予防の重要性に関する普及啓発を進めるとともに、介護予防及び地域での支え合い体制づくりを効果的に推進することができるよう支援し、高齢者がいきいきと元気に活動できる機会の提供に努めます。

また、元気な高齢者が担い手として活躍する場を整えることで、社会参加・社会的役割を持つことによる生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

ウ 第7期における取組事項・方向性

高齢者の生活機能を維持向上させる取組や介護予防につながる取組の充実により、身近な地域で行う介護予防活動の定着を推進するとともに、介護予防ボランティア指導者等の養成により、地域における介護予防の推進と高齢者の社会参加を図ります。

住民主体の「通いの場」等については、参加対象とすべき高齢者の数や高齢者クラブ・介護予防体操等を行う団体の分布等、地域の環境を分析・検討し、本区にあった適正数及び活動内容を勘案した適切な配置となるよう、団体の立ち上げ支援を進めます。

また、運営中の団体に対しては、リハビリテーション専門職員の派遣など、その活動 の充実に努めます。

△ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

ア 第6期における取組状況等

生活の基盤として必要な住まいが確保され、本人の希望にかなった住まい方の支援が 地域包括ケアシステムの前提となるため、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対し、す まいる住宅登録事業やライフサポートアドバイザー事業など、住まいの確保と住まい方 を支援する「文京すまいるプロジェクト」の取組を平成27年度から実施しました。

イ 第7期における目標・展望

住み慣れた住まいにおいて、可能な限り、有する能力に応じ、その人らしい自立した 生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援等、居住安定のた めの様々な施策と連携して暮らしを支えます。

ウ 第7期における取組事項・方向性

それぞれの住まいで安心して自立した生活ができるよう、平成29年度に設立した文京区居住支援協議会において、行政、不動産関係団体、居住支援団体が連携し、民間賃貸住宅を活用して高齢者住宅の確保に努めるとともに、医療をはじめとする様々な施策と連携できる体制等、住まい方の支援を協議していきます。

2) 地域ケア会議の推進

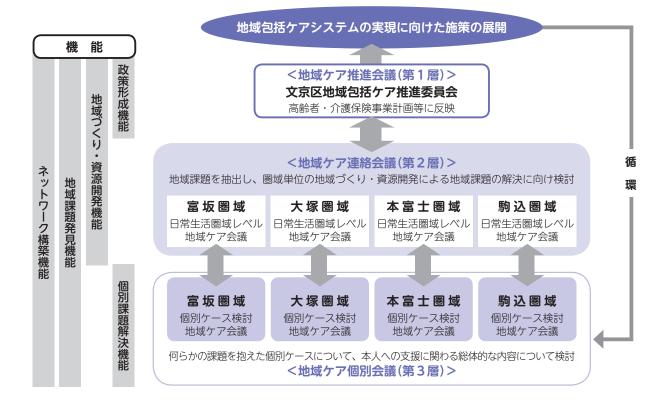
● 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の 充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために開催する、医療や介護 分野等の多職種協働による会議です。

具体的には、個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、 単に既存のサービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と 環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。

また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組みます。

【図表】6-1 文京区における地域ケア会議の全体構成イメージ



② 地域ケア会議の取組

本区では、高齢者あんしん相談センターが日常生活圏域における課題解決と地域づくりを目指し、平成27年度から個別ケースの検討及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施しています。

引き続き地域ケア会議を実施していくとともに、蓄積された地域課題等について整理 し、各レベルの地域ケア会議、その他関係機関等において課題解決等に向け検討を行っ ていきます。

3 地域ケア会議の充実

日常生活圏域レベルの地域ケア会議で検討・蓄積されていく地域課題等について、区全域レベルの地域ケア会議で整理・検討し、最終的には資源開発、社会基盤整備等、本区の政策形成に活かしていくことを目指します。

また、各レベルでの地域ケア会議を、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたツールとして、より有効に機能させていきます。地域ケア会議で抽出された地域課題の共有・分析や課題解決に向けた具体的な政策形成について、区全域レベルの地域ケア会議や、必要に応じ関係機関や関係者とともに検討していきます。

さらに、自立支援に資するケアマネジメントの向上のための地域ケア会議(自立支援型ケアマネジメントを目指す地域ケア会議)を検討・実施します。

3) 高齢者あんしん相談センターの機能強化

● 高齢者あんしん相談センターの運営

高齢者あんしん相談センターとは、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターのことです。

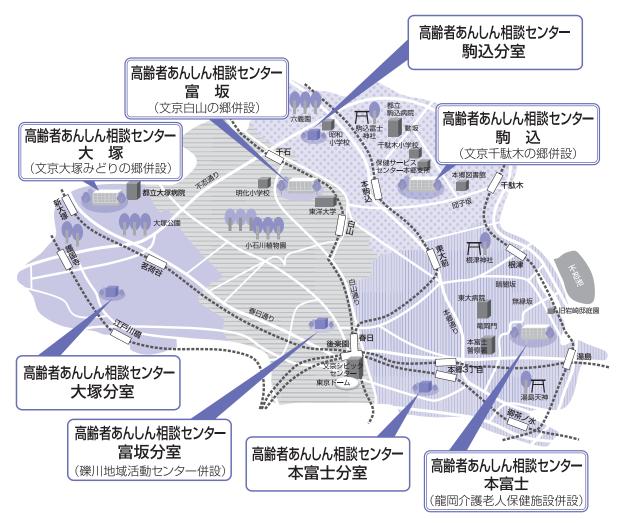
本区では、愛称を募集し、平成24年度から高齢者あんしん相談センターの名称を用いています。

ア設置

高齢者あんしん相談センターは、区内4つの日常生活圏域ごとに設置しており、平成24年度に富坂、25年度に大塚・本富士・駒込に分室を開設したことにより、区内8か所(1圏域2か所)で運営しています。

今後も、高齢者あんしん相談センターの周知に努め、より地域に密着した業務を展開することで、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的役割が果たせるよう機能の強化を図ります。

【**図表**】 6 - 2 高齢者あんしん相談センターの所在地(平成29年度末現在)



日常生活圏域	名 称	所在地
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
鱼坝	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大 塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
人塚	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	湯島四丁目9番8号
本島工	高齢者あんしん相談センター本富士分室	本郷二丁目21番3号
E6 27	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
駒、込	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

[※]本富士分室は、平成30年度中に旧向丘地域活動センター跡地(西片二丁目19番15号)に移転予定

イ 人員配置

高齢者あんしん相談センターには、①保健師(又は経験のある看護師)、②社会福祉士、③主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の専門資格を持った職員(=専門3職種)が配置されています。それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働するチームアプローチにより業務を行います。

また、それぞれの圏域で高齢者あんしん相談センター及び高齢者あんしん相談センター分室の連携を確保し効率的に運営するために、専任のセンター長を各圏域に1人配置しています。

② 高齢者あんしん相談センターの業務

高齢者あんしん相談センターは、地域における高齢者福祉の拠点として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの基本機能を担うとともに、地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等に取り組んでいきます。

ア 高齢者の総合相談支援に関する業務

●高齢者の総合相談

高齢者や介護する家族からの様々な相談に対応し、必要な支援を実施しています。 また、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に取り組み、ネットワーク を通じた地域の高齢者の実態把握を行います。

●相談機関としての周知

地域において身近で信頼できる相談機関となるためには、気軽に相談できる窓口として認識されることが必要です。高齢者あんしん相談センターの区民全体への認知度を高めていくため、出張講座や自主講座の開催のほか、地域の関係機関へのパンフレットやポスターの配布等、周知活動をより積極的に行っていきます。

イ 権利擁護に関する相談支援の充実

加齢等により判断力が低下し、本人の生活を一緒に考えてくれる家族等がいない場合、 自分に必要なサービスを自ら決定することも難しくなります。

窓口に寄せられる相談で、高齢者虐待、成年後見等の権利擁護に関する相談が増加しています。

そこで、社会福祉協議会の成年後見制度利用支援サービスなどを活用し、高齢者の尊厳ある生活を守るため、必要な支援を実施します。

また、高齢者虐待の背景には、認知症を始め様々な要因が重なっていることが多く、 高齢者あんしん相談センターだけで問題を解決することが難しい場合もあります。

このため、関係各機関と相互の連携強化、情報共有及び事例検討等によるスキル向上にも努めていきます。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務

●地域のネットワークの構築

高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状況変化に対応する的確な支援が必要です。

そのためには、区、社会福祉協議会、医療機関、介護施設、介護サービス事業者及び 近隣の支え合いやボランティア等の連携が不可欠です。高齢者あんしん相談センターは、 地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)や様々なサービス事業者とのネットワークを構 築し、地域の連携を進めます。

●ケアマネジメント支援

高齢者あんしん相談センターは、ケアマネジャーとの情報交換会や事例検討会を適宜 開催し、ケアマネジメントのスキル向上やネットワーク形成に努めています。

また、本区と協働しケアマネジメント支援事業として、その時々のテーマを決めケアマネジメント従事者研修も実施しています。

今後も、本区のケアマネジメントの向上のために、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、ケアマネジメント支援事業の一層の充実を図ります。

エ 介護予防ケアマネジメントに関する業務

高齢者あんしん相談センターは、要介護・要支援状態になるおそれがあると認められた高齢者に対して、専門的見地から本人の状況を把握し、本人と一緒に目標を決め、必要な介護予防サービス・事業につなげることで自立した日常生活が送れるように支援します。

介護予防ケアマネジメントの事業実績については、「第7章 地域支援事業の推進」の「2 介護予防・日常生活支援総合事業」の中で述べています。(P.111参照)

オ その他の業務

認知症高齢者等の介護をする家族等に対して、介護の方法や各種サービスの情報提供を行う介護者教室・家族交流会の開催や熱中症対策事業の実施、一体的に医療と介護サービスを受けられるよう医療と介護の連携を行う医療連携相談業務のほか、本区の高齢者福祉サービスの申請取次ぎ等を行います。

また、地域における高齢者の緊急事態等にいち早く気付き、速やかに対応できるよう、 ハートフルネットワーク事業を実施しています。

高齢者あんしん相談センターは、声かけ等の見守りを行う協力機関からの連絡に迅速 に対応し、高齢者の生活を支援しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進

❸ 高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者あんしん相談センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包 括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求 められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。

そのためには、業務量に応じた適切な職員の配置や、在宅医療・介護の連携、認知症 施策の推進等を図る中で、区との役割分担やセンター間の連携強化を行い、効率的かつ 効果的な運営を目指していく必要があります。

今後も高齢者の相談に適切に対応できるよう、センター間の総合調整や介護予防ケア マネジメント、地域ケア会議の運営支援など、高齢者あんしん相談センターの業務を後 方支援するため、支援体制の整備を進めていきます。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図

医療(十

病院

- 高度急性期・急性期 (大学病院・都立病院)
- ●回復期 (回復期リハビリ テーション病院)
- 慢性期 (長期療養病院)

病気に なったら…

後方支援病院

日常の医療

- かかりつけ医
- ●かかりつけ歯科医
- かかりつけ薬剤師

在宅医療

訪問医師・歯科医師・ 薬剤師・看護師 重点 1

1

在宅医療・ <u>介護</u>連携の推進

医療関係者

重点

高齢者の居住安定に係る 施策との連携

関係機関等

町会・自治会

民生委員・ 児童委員

話し合い員

住まい





介護予防・生活支援(係

介護予防・日常生活支援総合事業

- ●総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)
- ●一般介護予防事業

多様な主体による様々なサービス

- 高齢者クラブ、ボランティア、NPO、地域団体などの多様な 主体によるサービス
- いきがい就業による社会参画
- シルバー人材センター

高齢者クラブ

文京区

- 介護保険制度の運営
- 高齢者福祉施策の推進
- 関係機関との連携 など

高齢者あんしん相談センター

重点 3

介護予防及び地域での 支え合い体制づくりの推進

緊密に連携

地域ぐるみの支え合いを支援

=

=++

介護が 必要に なったら…

在宅サービス

- 訪問介護・リハ・ 入浴
- ●通所介護・リハ
- ●ショートステイ
- ●訪問看護など

施設サービス

- ●介護老人福祉施設(特養)
- ●介護老人保健施設など

地域密着型サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

- (看護)小規模多機能型居宅介護
- ●認知症対応型共同生活介護など

重点 認知症施策の推進 警察・消防 民間企業 元気で暮らす R間企業 ために NPO・ボランティア シルバー人材センター 地域の皆さん 社会福祉協議会

小地域福祉活動の推進

地域福祉活動への支援

権利擁護事業の推進

ボランティア・市民活動の推進

地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた 地域でその有する能力に応じ自立した生活を可 能としていくため、医療、介護、介護予防、住 まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確 保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼 んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、 地域包括ケアシステムの構築が一層推進される よう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体と なって地域活動を支援していきます。

地域包括ケアシステムの 深化・推進に向けた取組

1 重点的取組事項

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 介護予防及び地域での支え合い体制 づくりの推進
- ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

2 地域ケア会議の推進

3 高齢者あんしん相談センターの 機能強化

区民の皆さんと ともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・ 共助・公助の組み合わせによって文京区全域で 支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家 族のために、誰かのために、できることを探して

何かをはじめてみませんか。

つながる

はじめる

何かをはじめることで誰かとつながり、誰かとつながり、文京ことで地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



資料編

第7章

地域支援事業の推進



第7章

地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・ 要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよ う支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

		(1)総合サービス事業 (介護予防・生活支援サー ビス事業)	 訪問型サービス 通所型サービス 短期集中予防サービス 介護予防ケアマネジメント 	
1	介護予防・日常生活支援 総合事業	(2)一般介護予防事業	介護予防把握事業介護予防普及啓発事業地域介護予防活動支援事業一般介護予防事業評価事業地域リハビリテーション活動支援事業	
2	包括的支援事業	(1)高齢者あんしん相談センターの運営 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)認知症施策の推進 (4)生活支援体制整備事業 (介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進) (5)地域ケア会議の推進		
		(1)介護給付等費用適正化事業	1 給付費通知2 事業者指導事業	
3 任意事業		(2)家族介護支援事業	 家族交流会・介護者教室 認知症高齢者等見守り事業	
		(3)その他事業	 成年後見制度利用支援事業 住宅改修支援事業	

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス 事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に 基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1)総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)

● 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメントに基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指す支援を行います。

【図表】7-2 訪問型サービス実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
訪問型サービス	_	483人	3,698人

[※]平成28年10月1日から事業開始。

【図表】7-3 訪問型サービス実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービス	4,373人	4,414人	4,457人

[※]平成28年度の実績は、28年9月以前に他保険者で実施した総合事業分も含む。

2 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメントに基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】7-4 通所型サービス実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通所型サービス	_	928人	7,311人

[※]平成28年10月1日から事業開始。

【図表】7-5 通所型サービス実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所型サービス	8,850人	8,934人	9,018人

3 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、 柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

ウ プログラム体験事業

短期集中予防サービスへの参加を促進するため、複合型プログラム事業の1日体験教室を行います。

[※]平成28年度の実績は、28年9月以前に他保険者で実施した総合事業分も含む。

【図表】7-6 短期集中予防サービス実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
運動器の機能向上プログラム事業 (筋力向上トレーニング事業)	234人	249人	233人
運動器の機能向上プログラム事業 (筋力向上マシントレーニング事業)	85人	85人	88人
口腔機能向上プログラム事業(※1)	53人	42人	34人
栄養改善複合型プログラム事業(※1)	26人	37人	31人
認知症予防複合型プログラム事業(※2)	_	27人	22人
訪問型プログラム事業	0人	0人	0人
合 計	398人	440人	408人
プログラム体験事業	25人	67人	75人

^{※1□}腔機能向上プログラム事業及び栄養改善複合型プログラム事業は、平成30年度より運動(筋力及びマシン)との複合により行う複合型プログラム事業に再編。

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	320人	320人	320人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	114人	114人	114人
訪問型プログラム事業	4人	4人	4人
合 計	438人	438人	438人
プログラム体験事業	_	128人	128人

^{※2}認知症予防複合型プログラム事業は、平成30年度より一般介護予防事業(介護予防教室)の中で実施する。

4 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターは、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
介護予防ケアマネジメント	_	1,480人	8,025人

[※]平成28年10月1日から事業開始。

【図表】7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防ケアマネジメント	9,488人	9,572人	9,656人

[※]平成28年度の実績は、28年9月以前に他保険者で実施した総合事業分も含む。

[※]短期集中予防サービス(介護予防事業)に係る介護予防ケアマネジメントも含む。

2)一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト 1 」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-10 介護予防把握事業実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
調査票発送者数	34,137人	3,124人	2,504人
調査票回答者数	22,542人	1,176人	730人
調査票有効回答者数	22,367人	1,160人	727人
短期集中予防サービス対象者数	5,151人	403人	271人

[※]平成27年度の調査票の送付対象は、介護認定を受けていない65歳以上の方。28年度より、送付対象年齢を 75歳以上84歳以下に変更した。

【図表】7-11 介護予防把握事業実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
調査票発送者数	12,500人	3,000人	1,900人
調査票回答者数	9,800人	1,300人	600人
調査票有効回答者数	9,700人	1,200人	570人
短期集中予防サービス対象者数	3,000人	420人	210人

[※]介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の方に送付。平成30年度を調査初年度(31、32年度は未回答者への送付)とする3年間の調査を実施するものとして推計。

[※]平成27年度は調査初年度、28、29年度は未回答者への送付。

[※]平成31、32年度の短期集中予防サービスへの参加案内は、当該年度の対象者だけではなく、30年度の調査で対象となった方にも行う。

¹ 基本チェックリスト 要介護状態とならず元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄 養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】7-12 介護予防普及啓発事業実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
文の京介護予防体操	953人	974人	960人
介護予防教室	1,155人	1,122人	1,230人
介護予防講演会	329人	439人	350人
出前講座	123人	99人	80人
介護予防展	1,330人	1,012人	1,100人
合 計	3,890人	3,646人	3,720人

【図表】7-13 介護予防普及啓発事業実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
文の京介護予防体操	970人	980人	990人
介護予防教室	1,260人	1,260人	1,260人
介護予防講演会	350人	350人	350人
出前講座	人08	人08	人08
介護予防展	1,200人	1,200人	1,200人
合 計	3,860人	3,870人	3,880人

⑤ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折 予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
文の京介護予防体操推進リーダー	80人	86人	104人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	30人	28人	28人
脳の健康教室サポーター	26人	22人	26人
合 計	136人	136人	158人

【図表】7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
文の京介護予防体操推進リーダー	20人	20人	20人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	10人	10人	10人
脳の健康教室サポーター	_	_	_
合 計	30人	30人	30人

[※]脳の健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合に実施。

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】7-16 通いの場への運営支援実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
通いの場運営団体数	_	_	16団体

【図表】7-17 通いの場への運営支援実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通いの場運営団体数	24団体	32団体	40団体

4 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況 等の検証を行うとともに、区の事務事業評価制度を活用して評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行います。

3 包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

詳しくは、「第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進」の「2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」の中で述べています。(P.97~101参照)

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談 センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援 体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

平成28年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の26.5%にあたる11,177人に対し、延べ34,593件の相談・支援を行っています。

周知活動を積極的に行うことで、32年度までに高齢者人口の約30.0%の方に高齢者あんしん相談センターを利用してもらうことを目指します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所掌する地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せらるとともに、「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

【図表】7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込

区 5	ं ट्रे	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	平成32年度
高齢者人口		41,927人	42,373人	42,686人	43,662人
相談実人数		11,080人	11,177人	12,076人	13,099人
相談総件数		33,011人	34,593人	35,268人	38,989人
電話		14,415人	13,944人	14,228人	15,729人
訪問		9,756人	10,968人	11,362人	12,561人
来所		7,086人	7,474人	7,704人	8,516人
その他		1,754人	2,207人	1,974人	2,183人

[※]高齢者人口は、平成27~29年度は10月1日付住民基本台帳人口、32年度は推計。

[※]平成29年度の相談実人数及び相談総件数は見込。

※以下2)~5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの深化・推進」の「2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」の中で述べています。(P.92~97参照)

- 2) 在宅医療・介護連携の推進
- 3) 認知症施策の推進
- 4 **生活支援体制整備事業** (介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進)
- 5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自 の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業の実施

1 給付費通知

介護サービス事業所から介護給付費等の請求のあったサービスの内容や費用等を記載した「給付費通知」を介護サービス及び総合サービス事業の利用者全員に送付し、受けたサービスの内容との比較・確認を利用者やその家族が行うことにより、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図っています。

2 事業者指導事業

介護保険サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために、介護給付解釈に関する研修会などで集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。

さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不 足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点 検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 介護給付の適正化」の中で述べています。(P.167~168参照)

【図表】7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
給付費通知	20	20	20
事業者指導事業	300	300	300

【図表】7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付費通知	20	20	20
事業者指導事業	300	30回	300

2) 家族介護支援事業の実施

● 認知症家族交流会及び認知症介護者教室の実施

認知症介護者の情報交換やストレス軽減のための場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	170	16回	16回

【図表】7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	160	16回	160

② 認知症高齢者等見守り事業の実施

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等が外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま!支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、 区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

イ ただいま!支援SOSメール

「ただいま!支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した 地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の 協力を依頼します。

ウ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

エ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れ を地域で模擬的に体験する「うちに帰ろう」模擬訓練を推進します。

オ 高齢者徘徊探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込に係る経費の助成を行います。

3) その他事業の実施

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用が必要にもかかわらず、申立てを行う親族がいない等の場合には、 老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。 また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及 び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業の実施

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じます。

また、ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】7-23 住宅改修支援事業実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
住宅改修支援事業(補助)	66件	70件	95件

【図表】7-24 住宅改修支援事業実施見込

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修支援事業(補助)	100件	100件	100件

4) 地域支援事業に要する費用の見込

平成26年の介護保険法改正前は、地域支援事業に要する費用は、介護給付費見込額の3%を上限としていましたが、改正後においては、介護予防・日常生活支援総合事業の上限と包括的支援事業・任意事業の上限の2つの区分でそれぞれ管理を行うことになります。

なお、介護予防給付の訪問介護や通所介護が地域支援事業に移行した後においても移行 分をまかなえるよう、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、従前の費用実 績を基本とし、これに75歳以上の高齢者数の伸びを勘案した金額が上限となります。

第7期における地域支援事業に要する費用額の見込は、以下のとおりです。

【図表】7-25 地域支援事業に要する費用の見込

区分	30年度	31年度	32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	486,388	487,064	491,908	1,465,360
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	424,501	427,696	431,230	1,283,427
訪問型サービス	73,356	73,741	74,459	221,556
通所型サービス	249,361	251,738	254,115	755,214
短期集中予防サービス	51,358	51,358	51,358	154,074
介護予防ケアマネジメント	48,816	49,242	49,673	147,731
高額・高額医療合算介護予防・生活支 援サービス事業	816	816	816	2,448
審査支払手数料	794	801	809	2,404
一般介護予防事業	61,887	59,368	60,678	181,933
介護予防把握事業	12,048	8,152	6,937	27,137
介護予防普及啓発事業	42,722	43,022	43,322	129,066
地域介護予防活動支援事業	6,857	7,674	9,899	24,430
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	260	520	520	1,300
包括的支援事業	320,523	345,624	348,568	1,014,715
高齢者あんしん相談センターの運営	277,727	288,264	291,208	857,199
在宅医療・介護連携の推進	0	12,360	12,360	24,720
認知症施策の推進	8,329	10,000	10,000	28,329
生活支援体制整備事業	25,484	25,000	25,000	75,484
地域ケア会議の推進	8,983	10,000	10,000	28,983
任意事業	6,096	6,096	6,096	18,288
介護給付等費用適正化事業	2,314	2,314	2,314	6,942
給付費通知	1,399	1,399	1,399	4,197
介護保険事業者等指導事務	915	915	915	2,745
家族介護支援事業	2,654	2,654	2,654	7,962
認知症家族交流会・介護者教室	630	630	630	1,890
認知症高齢者等見守り事業	2,024	2,024	2,024	6,072
その他の事業	1,128	1,128	1,128	3,384
成年後見制度利用支援事業	928	928	928	2,784
住宅改修支援事業	200	200	200	600
合 計	813,007	838,784	846,572	2,498,363



第8章

介護保険事業の現状と 今後の見込



第8章

第8章

介護保険事業の現状と今後の見込

1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、平成27年度から29年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、32年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、30年度以降、前期高齢者(65歳~74歳)の減少を上回る形で、 後期高齢者(75歳以上)の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	第1号被保険者 (65歳以上)	42,316	42,822	43,194	43,495	43,851	44,205
内	前期高齢者 (65歳~74歳)	21,034	21,041	20,899	20,794	20,736	20,677
訳	後期高齢者 (75歳以上)	21,282	21,781	22,295	22,701	23,115	23,528

※住所地特例者を含む。

※平成27年度から29年度までは10月1日時点の実績。30年度以降は推計。

資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



※介護保険における被保険者

第1号被保険者:区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者:区内に住所を有する40歳~64歳の医療保険加入者。

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2 要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、平成27年度から29年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、32年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、30年度以降、前期高齢者(65歳~74歳)における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者(75歳以上)の認定者数が増加すると見込んでいます。

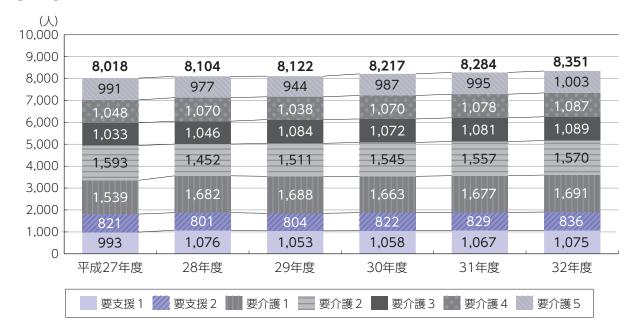
【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

(単位:人)

				合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	平	(第	認定者数 1号及び第2号)	8,018	993	821	1,539	1,593	1,033	1,048	991
	平成7年度	うち第1号	65歳~74歳 (前期高齢者)	825	105	108	158	165	106	91	92
	度	_聚 1号	75歳以上 (後期高齢者)	7,041	881	698	1,354	1,379	912	940	877
実		(第	認定者数 1号及び第2号)	8,104	1,076	801	1,682	1,452	1,046	1,070	977
	28 年 度	うち第1号	65歳~74歳 (前期高齢者)	816	111	99	183	147	100	83	93
績		第 号 号	75歳以上 (後期高齢者)	7,147	957	684	1,483	1,270	931	969	853
		(第	認定者数 1号及び第2号)	8,122	1,053	804	1,688	1,511	1,084	1,038	944
	29 年 度	うち第一号	65歳~74歳 (前期高齢者)	777	119	95	163	160	82	78	80
		_第 1号	75歳以上 (後期高齢者)	7,188	922	689	1,503	1,317	988	938	831
		(第	認定者数 1号及び第2号)	8,217	1,058	822	1,663	1,545	1,072	1,070	987
	30 年 度	うち第1号	65歳~74歳 (前期高齢者)	783	109	98	163	153	93	82	86
		和号	75歳以上 (後期高齢者)	7,282	940	706	1,478	1,351	964	970	873
推		(第	認定者数 1号及び第2号)	8,284	1,067	829	1,677	1,557	1,081	1,078	995
	31 年 度	うち第1号	65歳~74歳 (前期高齢者)	775	108	97	161	151	92	81	85
計		_聚 1号	75歳以上 (後期高齢者)	7,356	950	713	1,493	1,365	974	980	882
		(第	認定者数 1号及び第2号)	8,351	1,075	836	1,691	1,570	1,089	1,087	1,003
	32 年 度	うち笠	65歳~74歳 (前期高齢者)	766	106	96	160	150	91	80	84
		うち第1号	75歳以上 (後期高齢者)	7,430	959	720	1,508	1,379	984	990	890

[※]平成27年度から29年度までは9月30日時点の実績。

【図表】8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



3 第6期計画(平成27~29年度)と実績

介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第6期計画と実績はそれぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス(要介護1から5までの方が対象)・介護予防居宅サービス(要支援1と2の方が対象)は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第6期計画に対する実績が98.5%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の計画比を見てみると、訪問看護が112.6%、 通所介護が120.0%になっており、計画を上回っています。

一方、訪問リハビリテーションは68.0%、短期入所療養介護は59.6%になっており、 計画より低くなりました。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防訪問看護が215.1%、介護予防短期入所生活介護が349.3%になっており、計画を大きく上回る一方、介護予防短期入所療養介護は8.3%となっており、計画を大きく下回っています。

- ※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合があります。
- ※図表における第6期計画の給付費は、一定以上所得層の利用者負担の見直しに伴う財政 影響額の補正係数を乗じる前の値を記載しています。

【図表】8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	可凹儿
」 訪問介護	330,395回	325,314回	325,947回	981,656回	1,069,834回	91.8%
	24,428人	23,915人	23,962人	72,305人	77,581人	93.2%
 訪問入浴介護	10,612回	10,830 🗆	10,780 🗆	32,2220	33,987回	94.8%
初间入位升最	2,236人	2,223人	2,113人	6,572人	7,404人	88.8%
社 明手灌	59,254回	66,818回	75,112回	201,1840	174,7880	115.1%
訪問看護 	10,418人	11,523人	12,309人	34,250人	31,820人	107.6%
訪問	11,3120	8,9920	7,904回	28,208	40,5780	69.5%
リハビリテーション	2,112人	1,717人	1,392人	5,221人	7,957人	65.6%
居宅療養管理指導	39,103人	42,096人	44,449人	125,648人	120,900人	103.9%
通所介護	207,0840	143,286 🗆	148,5920	498,9620	399,9980	124.7%
地 加入 该	25,582人	16,397人	17,004人	58,983人	47,712人	123.6%
通所	20,228回	21,380回	21,6720	63,280回	69,1410	91.5%
リハビリテーション	3,090人	3,239人	3,271人	9,600人	9,972人	96.3%
短期入所生活介護	35,790⊟	37,020⊟	38,500⊟	111,310⊟	127,352⊟	87.4%
	4,138人	4,051人	4,177人	12,366人	14,148人	87.4%
短期入所療養介護	7,479⊟	6,955⊟	5,103⊟	19,537⊟	33,010⊟	59.2%
应别人们原设儿 设	933人	834人	626人	2,393人	3,864人	61.9%
特定施設入居者 生活介護	10,824人	11,089人	11,636人	33,549人	32,633人	102.8%
福祉用具貸与	27,129人	27,970人	27,891人	82,990人	86,340人	96.1%
特定福祉用具販売	602人	586人	533人	1,721人	2,109人	81.6%
住宅改修	462人	454人	390人	1,306人	1,643人	79.5%
居宅介護支援	41,338人	41,569人	41,118人	124,025人	132,036人	93.9%

【図表】8-6 居宅サービス給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	司圖比
訪問介護	1,679,867	1,626,309	1,629,473	4,935,649	5,308,347	93.0%
訪問入浴介護	134,616	135,660	135,033	405,309	427,459	94.8%
訪問看護	476,876	537,115	603,786	1,617,777	1,437,154	112.6%
訪問 リハビリテーション	70,761	56,592	49,746	177,099	260,383	68.0%
居宅療養管理指導	277,776	290,895	305,849	874,520	845,941	103.4%
通所介護	1,560,898	1,092,105	1,132,544	3,785,547	3,155,521	120.0%
通所 リハビリテーション	180,330	190,664	193,266	564,260	616,550	91.5%
短期入所生活介護	308,338	315,008	327,601	950,947	1,071,689	88.7%
短期入所療養介護	82,894	76,415	56,071	215,380	361,215	59.6%
特定施設入居者 生活介護	2,113,423	2,124,195	2,274,457	6,512,075	6,509,215	100.0%
福祉用具貸与	397,167	402,943	395,974	1,196,084	1,278,920	93.5%
特定福祉用具販売	17,302	17,026	15,473	49,801	65,721	75.8%
住宅改修	39,765	40,017	34,429	114,211	157,228	72.6%
居宅介護支援	603,186	611,857	609,997	1,825,040	1,899,963	96.1%
合 計	7,943,200	7,516,801	7,763,699	23,223,700	23,395,306	99.3%

【図表】8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	미마
介護予防訪問介護	4,269人	3,898人	667人	8,834人	9,456人	93.4%
介護予防	510	510	200	1220	1780	68.5%
訪問入浴介護	12人	12人	5人	29人	39人	74.4%
介護予防訪問看護	1,265回	2,6770	3,996回	7,938回	3,6470	217.7%
八碳少奶奶问有碳	349人	632人	933人	1,914人	912人	209.9%
介護予防訪問	602回	751 🗆	941 🗆	2,2940	2,993 🗆	76.6%
リハビリテーション	135人	185人	210人	530人	544人	97.4%
介護予防 居宅療養管理指導	2,050人	2,409人	2,798人	7,257人	6,708人	108.2%
介護予防通所介護	7,197人	6,977人	1,253人	15,427人	15,611人	98.8%
介護予防通所 リハビリテーション	489人	504人	638人	1,631人	1,680人	97.1%
介護予防	38⊟	330⊟	463⊟	831⊟	198⊟	419.7%
短期入所生活介護	7人	52人	80人	139人	40人	347.5%
介護予防	3⊟	13⊟	0 🖯	16⊟	261⊟	6.1%
短期入所療養介護	1人	2人	0人	3人	54人	5.6%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,049人	1,128人	1,179人	3,356人	3,721人	90.2%
介護予防 福祉用具貸与	3,218人	4,058人	5,220人	12,496人	11,412人	109.5%
介護予防 特定福祉用具販売	162人	148人	146人	456人	389人	117.2%
介護予防住宅改修	184人	210人	163人	557人	648人	86.0%
介護予防居宅支援	11,674人	11,847人	7,367人	30,888人	23,892人	129.3%

【図表】8-8 介護予防居宅サービス給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	回山
介護予防訪問介護	72,689	63,851	10,470	147,010	156,938	93.7%
介護予防訪問入浴介護	451	451	180	1,082	1,532	70.6%
介護予防訪問看護	9,335	20,009	29,869	59,213	27,532	215.1%
介護予防訪問 リハビリテーション	3,689	4,738	5,936	14,363	18,047	79.6%
介護予防居宅療養 管理指導	13,571	15,072	17,945	46,588	43,614	106.8%
介護予防通所介護	209,544	193,831	33,930	437,305	558,165	78.3%
介護予防通所 リハビリテーション	16,997	17,759	21,215	55,971	70,976	78.9%
介護予防 短期入所生活介護	173	1,707	2,396	4,276	1,224	349.3%
介護予防 短期入所療養介護	32	134	0	166	2,001	8.3%
介護予防特定施設 入居者生活介護	78,187	76,886	82,723	237,796	355,807	66.8%
介護予防福祉用具貸与	14,080	18,004	24,920	57,004	58,055	98.2%
介護予防 特定福祉用具販売	3,555	3,654	3,603	10,812	9,098	118.8%
介護予防住宅改修	16,545	19,712	15,313	51,570	62,570	82.4%
介護予防居宅支援	58,510	59,662	36,965	155,137	112,924	137.4%
合 計	497,360	495,470	285,465	1,278,295	1,478,483	86.5%

【図表】8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サー ビス給付費	8,440,560	8,012,272	8,049,164	24,501,995	24,873,789	98.5%

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けて リハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入 所する介護療養型医療施設があります。

施設サービスにおける給付費は、第6期計画に対する実績が97.0%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見てみると、平成29年度の介護老人福祉施設の整備により、同年度、介護老人福祉施設のサービス給付費が約2億円増加しています。

【図表】8-10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	司圖比
介護老人福祉施設	6,531人	6,701人	7,384人	20,616人	21,276人	96.9%
介護老人保健施設	3,656人	3,638人	3,762人	11,056人	11,124人	99.4%
介護療養型医療施設	1,054人	918人	874人	2,846人	2,880人	98.8%

【図表】8-11 施設サービス給付費

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度(見込) 実績	第6期実績 実績	第6期計画 計画	計画比
介護老人福祉施設	1,626,702	1,655,919	1,880,683	5,163,304	5,456,412	94.6%
介護老人保健施設	996,769	1,006,430	1,041,574	3,044,773	3,016,017	101.0%
介護療養型医療施設	362,828	336,649	302,224	1,001,701	1,025,205	97.7%
合 計	2,986,299	2,998,997	3,224,481	9,209,778	9,497,634	97.0%

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護 看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密に介護 サービスを提供しています。

地域密着型サービスにおける給付費は、第6期計画に対する実績が63.3%となっており、計画を下回っています。

これは、地域密着型介護老人福祉施設の整備が第7期計画にずれ込んだことや、平成28年度から始まった地域密着型通所介護の計画と実績の差によるものです。

地域密着型サービス給付費におけるサービス別の計画比を見てみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が126.0%になっており、計画を上回っています。

一方、夜間対応型訪問介護は49.8%、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は 18.7%、地域密着型通所介護は38.7%になっており、計画を大きく下回っています。

【図表】8-12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	可圖比
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	364人	389人	502人	1,255人	960人	130.7%
夜間対応型訪問介護	504人	454人	483人	1,441人	2,340人	61.6%
製作がた刑済で 公 業	18,456回	17,096回	18,112回	53,6640	59,285回	90.5%
認知症対応型通所介護 	2,077人	1,978人	2,096人	6,151人	6,672人	92.2%
小規模多機能型 居宅介護	712人	695人	725人	2,132人	2,808人	75.9%
看護小規模多機能型 居宅介護	6人	234人	305人	545人	576人	94.6%
認知症対応型 共同生活介護	1,548人	1,528人	1,558人	4,634人	5,028人	92.2%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	2人	0人	185人	187人	972人	19.2%
介護予防認知症対応型	00	00	00	00	00	0.0%
通所介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
介護予防小規模 多機能型居宅介護	1人	3人	21人	25人	60人	41.7%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
地域 物美刑器配入護	_	66,418回	72,4970	138,915回	305,152回	45.5%
地域密着型通所介護 	_	9,555人	10,516人	20,071人	35,364人	56.8%

【図表】8-13 地域密着型サービス給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	司圖比
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	52,911	55,626	75,468	184,005	146,035	126.0%
夜間対応型訪問介護	24,090	17,900	20,266	62,256	125,003	49.8%
認知症対応型通所介護	198,051	182,703	193,558	574,312	655,482	87.6%
小規模多機能型 居宅介護	162,938	146,117	162,565	471,620	617,681	76.4%
看護小規模多機能型 居宅介護	1,460	56,242	77,620	135,322	142,526	94.9%
認知症対応型 共同生活介護	402,904	390,383	399,536	1,192,823	1,333,627	89.4%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	507	0	46,744	47,251	252,731	18.7%
地域密着型通所介護	_	448,202	489,227	937,429	2,424,786	38.7%
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防小規模多機能 型居宅介護	15	261	1,678	1,954	2,782	70.2%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	842,875	1,297,434	1,466,662	3,606,972	5,700,653	63.3%

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で88.3%となっており、概ね順調に推移しています。

● 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護 及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問介護及び通所介護の双方のサービスにおいて計画を下回っていますが、サービス利用者数は概ね順調に移行しています。

介護予防事業については、27年度に、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を 対象に健康質問調査票を送付する二次予防事業対象者把握事業を実施し、要介護状態と なる恐れの高い高齢者に対して二次予防事業への参加勧奨に努めました。

27年度に厚生労働省が策定した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにおいて、健康質問調査票は必ずしも全件送付する位置づけではなくなりましたが、本区の85歳以上の要介護認定率の実績を踏まえ、28年度以降も介護予防把握事業として、75歳以上84歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。

調査は3年間を1サイクルとして実施し、調査初年度の27年度は全件を対象、28・29年度は未回答者を対象とするため、年度による実績の差があり計画を下回っていますが、調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

一般介護予防事業においては、文の京介護予防体操の地域会場の新設や二部制の導入 により、事業への参加者は増加しています。

また、29年度より地域介護予防活動支援事業として通いの場を開始し、計画を大き く上回りました。

これらの様々な取組により介護予防の推進を図っています。

● 包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、地域支援事業に要する費用を見込んでいましたが、地域医療介護総合確保基金や東京都の医療保健政策区市町村包括補助金を活用することにより、在宅療養支援連携相談窓口事業や地域資源マップの作成などを実施しました。

生活支援サービスの体制整備については、計画では平成29年度から生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置することとしていましたが、28年度から日常生活圏域ごとに2人の計8人を配置したため、計画を上回っています。

● 任意事業

成年後見制度利用支援事業については、計画を下回っていますが、引き続き制度の普 及・啓発及び利用促進に努めていきます。

【図表】8-14 地域支援事業費

亚世27年年 亚世20年度 举人即身结 举人即引						
	平成27年度	平成28年度	(見込)	第6期実績	第6期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
↑護予防・日常生活支援総合事業	112,723	139,668	430,713	683,104	807,696	84.6%
介護予防・生活支援サービス事業	57,901	99,475	381,242	538,618	622,299	86.6%
訪問型サービス	65	8,196	67,205	75,466	98,397	76.7%
訪問介護	0	8,196	66,941	75,137	95,562	78.6%
訪問型介護予防	65	0	264	329	2,835	11.6%
通所型サービス	57,796	83,040	266,519	407,355	523,902	77.8%
通所介護	0	23,483	205,418	228,901	344,097	66.5%
通所型介護予防	57,796	59,557	61,101	178,454	179,805	99.2%
介護予防ケアマネジメント事業	0	8,154	45,969	54,123	0	0.0%
審査支払手数料	0	85	1,149	1,234	0	0.0%
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	0	0	400	400	0	0.0%
総合事業費精算金	40	0	0	40	0	0.0%
一般介護予防事業	54,822	40,193	49,471	144,486	185,397	77.9%
介護予防把握事業	16,576	4,565	6,136	27,277	53,115	51.4%
介護予防普及啓発事業	36,089	34,623	39,752	110,464	124,812	88.5%
地域介護予防活動支援事業	718	780	3,328	4,826	2,715	177.8%
介護予防事業評価事業	1,439	225	255	1,919	4,755	40.4%
	235,050	294,956	312,899	842,905	907,427	92.9%
高齢者あんしん相談センターの 運営	233,674	268,330	279,156	781,160	809,576	96.5%
在宅医療・介護連携の推進	0	0	0	0	32,204	0.0%
認知症施策の推進	1,376	1,589	7,171	10,136	15,471	65.5%
生活支援サービスの体制整備	0	23,237	24,772	48,009	40,000	120.0%
地域ケア会議	0	1,800	1,800	3,600	10,176	35.4%
	4,927	5,843	9,013	19,783	35,028	56.5%
介護給付等費用適正化事業	1,696	1,585	2,277	5,558	6,300	88.2%
給付費通知	1,073	1,155	1,233	3,461	3,429	100.9%
介護保険事業者等指導事務	623	430	1,044	2,097	2,871	73.0%
家族介護支援事業	2,687	3,507	4,871	11,065	19,728	56.1%
認知症介護教室	559	480	754	1,793	2,262	79.3%
認知症高齢者徘徊対策事業	2,128	3,027	4,117	9,272	17,466	53.1%
その他の事業	544	751	1,865	3,160	9,000	35.1%
成年後見制度利用支援事業	412	611	1,619	2,642	8,160	32.4%
住宅改修支援事業	132	140	246	518	840	61.7%
合 計	352,700	440,467	752,625	1,545,792	1,750,151	88.3%

4 第7期計画(平成30~32年度)の介護サービス利用見込

過去の利用実績(利用人数、利用回数)、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護 基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第7期計画の介護サービ ス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護・介護予防訪問介護

- 訪問介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しているため、第7期 計画の利用見込みはありません。

実績と計画

訪問介護	第6期実績				37年度		
初9月暖	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	330,395	325,314	325,947	337,008	340,032	343,560	390,600
延べ利用人数	24,428	23,915	23,962	24,072	24,288	24,540	27,900
給付費(千円)	1,679,867	1,626,309	1,629,473	1,669,335	1,685,068	1,702,552	1,935,664

介護予防	第6期実績				37年度		
訪問介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	22,659	20,697	3,394	_	_	_	_
延べ利用人数	4,269	3,898	667	_	_	_	_
給付費(千円)	72,689	63,851	10,470	_	_	_	_

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 訪問入浴介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防訪問入浴介護は、介護サービス利用者の動向等より、第7期計画の利用を0 と見込んでいます。

訪問入浴介護	第6期実績				37年度		
初间人位为该	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	10,612	10,830	10,780	10,860	11,040	11,100	12,600
延べ利用人数	2,236	2,223	2,113	2,172	2,208	2,220	2,520
給付費(千円)	134,616	135,660	135,033	138,640	140,995	141,769	160,911

介護予防	第6期実績				第7期計画		37年度
訪問入浴介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	51	51	20	0	0	0	0
延べ利用人数	12	12	5	0	0	0	0
給付費(千円)	451	451	180	0	0	0	0

訪問看護・介護予防訪問看護

- 訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問看護	第6期実績				37年度		
初问有读	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	59,254	66,818	75,112	76,348	79,422	82,643	93,989
延べ利用人数	10,418	11,523	12,309	12,516	13,020	13,548	15,408
給付費(千円)	476,876	537,115	603,786	617,950	643,123	669,204	761,079

介護予防	養予防 第6期実績				第7期計画		37年度
訪問看護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	1,265	2,677	3,996	4,512	4,896	5,280	6,000
延べ利用人数	349	632	933	1,128	1,224	1,320	1,500
給付費(千円)	9,335	20,009	29,869	39,300	42,682	46,046	52,295

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等が減少していますが、増加すると見込 んでいます。
- 介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見 込んでいます。

訪問リハビリ		第6期実績				37年度	
テーション	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	11,312	8,992	7,904	8,141	8,459	8,650	9,858
延べ利用人数	2,112	1,717	1,392	1,536	1,596	1,632	1,860
給付費(千円)	70,761	56,592	49,746	48,081	49,983	51,112	58,246

介護予防	第6期実績				第7期計画		37年度
訪問リハビリ テーション	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用回数	602	751	941	1,026	1,080	1,242	1,404
延べ利用人数	135	185	210	228	240	276	312
給付費(千円)	3,689	4,738	5,936	6,612	6,965	8,010	9,055

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅療養	第6期実績				第7期計画		37年度
管理指導	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	39,103	42,096	44,449	45,312	45,768	46,236	52,548
給付費(千円)	277,776	290,895	305,849	312,300	315,585	318,811	362,334

介護予	防		第6期実績				37年度	
居宅療 管理指		27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用	人数	2,050	2,409	2,798	3,072	3,312	3,576	4,056
給付費(千	F円)	13,571	15,072	17,945	18,931	20,419	22,046	25,006

カ 通所介護・介護予防通所介護

- 通所介護は、平成28年度に定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスへ移行したため減少しましたが、増加すると見込んでいます。
- 介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しているため、第7期計画の利用見込みはありません。

通所介護	第6期実績				37年度		
迪州八碳	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	207,084	143,286	148,592	154,872	156,384	157,896	179,604
延べ利用人数	25,582	16,397	17,004	17,208	17,376	17,544	19,956
給付費(千円)	1,560,898	1,092,105	1,132,544	1,152,466	1,163,973	1,175,320	1,336,966

介護予防	第6期実績			第7期計画			37年度
通所介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	40,102	38,338	6,711	_	_	_	_
延べ利用人数	7,197	6,977	1,253	_		_	_
給付費(千円)	209,544	193,831	33,930	_	_	_	_

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 丰

- 通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでい ます。
- 介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、増加すると見込んでい ます。

実績と計画

通所リハビリ	第6期実績			第7期計画			37年度
テーション	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	20,228	21,380	21,672	23,520	23,940	24,528	27,804
延べ利用人数	3,090	3,239	3,271	3,360	3,420	3,504	3,972
給付費(千円)	180,330	190,664	193,266	199,962	203,528	208,564	236,382

介護予防	第6期実績				37年度		
通所リハビリ テーション	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用回数	2,906	2,850	3,405	3,735	4,121	4,571	5,214
延べ利用人数	489	504	638	696	768	852	972
給付費(千円)	16,997	17,759	21,215	23,735	26,124	28,974	33,014

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 短期入所生活介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んで います。

短期入所	第6期実績			第7期計画			37年度
生活介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	35,790	37,020	38,500	38,601	39,043	39,485	44,904
延べ利用人数	4,138	4,051	4,177	4,188	4,236	4,284	4,872
給付費(千円)	308,338	315,008	327,601	331,245	335,066	339,022	385,460

介護予防	第6期実績			第7期計画			37年度
短期入所 生活介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	第9期)
延べ利用回数	38	330	463	576	648	720	792
延べ利用人数	7	52	80	96	108	120	132
給付費(千円)	173	1,707	2,396	3,462	3,961	4,458	4,956

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 短期入所療養介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。
- 介護予防短期入所療養介護は、介護サービス利用者の動向等より、第7期計画の利用 を0と見込んでいます。

実績と計画

短期入所		第6期実績		第7期計画			37年度
療養介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用回数	7,479	6,955	5,103	5,840	5,872	6,144	7,008
延べ利用人数	933	834	626	730	734	768	876
給付費(千円)	82,894	76,415	56,071	65,364	65,393	68,556	78,224

介護予防		第6期実績			第7期計画			
短期入所 療養介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	37年度 ^(第9期) 推計	
延べ利用回数	3	13	0	0	0	0	0	
延べ利用人数	1	2	0	0	0	0	0	
給付費(千円)	32	134	0	0	0	0	0	

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- •特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見 込んでいます。

特定施設		第6期実績			第7期計画		37年度
入居者生活 介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	10,824	11,089	11,636	12,108	12,768	13,392	14,640
給付費(千円)	2,113,423	2,124,195	2,274,457	2,370,598	2,500,982	2,622,952	2,867,802

介護予防	第6期実績				37年度		
特定施設入居者 生活介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	1,049	1,128	1,179	1,188	1,296	1,392	1,644
給付費(千円)	78,187	76,886	82,723	81,237	88,922	95,403	112,773

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

右加田自伐片		第6期実績			第7期計画			
福祉用具貸与	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	^(第9期) 推計	
延べ利用人数	27,129	27,970	27,891	28,536	28,812	29,112	33,084	
給付費(千円)	397,167	402,943	395,974	404,511	408,451	412,613	468,969	

介護予防	第6期実績					37年度	
福祉用具貸与	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	3,218	4,058	5,220	5,568	5,832	6,132	6,972
給付費(千円)	14,080	18,004	24,920	26,131	27,373	28,775	32,722

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- •特定福祉用具販売は、過去の利用実績等が減少していますが、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- 介護予防特定福祉用具販売は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。

特定福祉用具	第6期実績					37年度	
販売	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	602	586	533	576	576	588	660
給付費(千円)	17,302	17,026	15,473	16,769	16,769	17,084	19,174

介護予防		第6期実績			第7期計画			
特定福祉用具 販売	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	37年度 ^(第9期) 推計	
延べ利用人数	162	148	146	156	168	180	192	
給付費(千円)	3,555	3,654	3,603	3,854	4,145	4,447	4,739	

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- 住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、横ばいで推移すると見込んでいます。
- 介護予防住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

住宅改修	第6期実績				37年度		
注七以修	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	462	454	390	420	420	420	492
給付費(千円)	39,765	40,017	34,429	37,047	37,047	37,047	43,342

介護予防		第6期実績			37年度		
住宅改修	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	184	210	163	168	180	204	216
給付費(千円)	16,545	19,712	15,313	15,957	16,918	18,839	20,427

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- 居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防支援は、平成28年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業の影響により減少していますが、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

居宅介護支援	第6期実績				37年度		
店七川碳又饭	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	41,338	41,569	41,118	41,976	42,372	42,804	48,672
給付費(千円)	603,186	611,857	609,997	624,804	630,951	637,347	724,760

介護予防支援	第6期実績				37年度		
月霞了彻义振	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	11,674	11,847	7,367	6,576	6,636	6,708	7,620
給付費(千円)	58,510	59,662	36,965	32,923	33,239	33,599	38,167

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

• 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、介護基盤年度別整備計画等より、継続し て増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人	L		第6期実績		第7期計画			
福祉施記 (特別養記 老人ホー.	護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	37年度 ^{第9期)} 推計
延べ利用人	数	6,531	6,701	7,384	7,452	8,712	8,796	10,596
給付費(千	円)	1,626,702	1,655,919	1,880,683	1,913,185	2,237,912	2,259,315	2,722,084

介護老人保健施設(老人保健施設)

• 介護老人保健施設(老人保健施設)は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見 込んでいます。

実績と計画

介護老人		第6期実績			第7期計画			
保健施設 (老人保健施設)	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	37年度 ^(第9期) 推計	
延べ利用人数	3,656	3,638	3,762	4,512	4,620	4,680	6,120	
給付費(千円)	996,769	1,006,430	1,041,574	1,253,217	1,284,404	1,300,736	1,700,892	

介護療養型医療施設(介護医療院)

• 介護療養型医療施設(介護医療院)は、過去の利用実績等が減少していますが、ほぼ横 ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

介護療養型		第6期実績		第7期計画			37年度
医療施設 (介護医療院)	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	1,054	918	874	930	931	931	931
給付費(千円)	362,828	336,649	302,224	320,901	321,044	321,044	321,044

※介護療養型医療施設は、平成35年度末までに介護医療院への転換が予定されている。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

• 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護基盤年度別整備計画等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

定期巡回•		第6期実績				37年度	
随時対応型 訪問介護看護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	364	389	502	732	816	876	996
給付費(千円)	52,911	55,626	75,468	111,352	123,050	133,650	150,726

イ 夜間対応型訪問介護

• 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

夜間対応型	第6期実績					37年度	
訪問介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	504	454	483	516	528	540	612
給付費(千円)	24,090	17,900	20,266	20,676	21,311	21,937	24,348

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型通所介護は、介護サービス利用者の動向等より、第7期計画の利用を0と見込んでいます。

認知症対応型	第6期実績				第7期計画			
通所介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計	
延べ利用回数	18,456	17,096	18,112	22,080	22,440	22,560	25,680	
延べ利用人数	2,077	1,978	2,096	2,208	2,244	2,256	2,568	
給付費(千円)	198,051	182,703	193,558	207,394	211,047	212,154	241,484	

介護予防		第6期実績			第7期計画		37年度
認知症対応型 通所介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

小規模多機能型		第6期実績				37年度	
居宅介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	推計
延べ利用人数	712	695	725	948	1,284	1,320	1,476
給付費(千円)	162,938	146,117	162,565	214,191	288,326	297,862	332,424

介護予防		第6期実績		第7期計画			37年度
小規模多機能型 居宅介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	1	3	21	24	25	36	48
給付費(千円)	15	261	1,678	2,155	2,156	3,234	4,312

才 看護小規模多機能型居宅介護

• 看護小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

看護小規模	第6期実績				37年度		
多機能型 居宅介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	6	234	305	323	324	324	372
給付費(千円)	1,460	56,242	77,620	83,500	83,538	83,538	95,826

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- 認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護サービス利用者の動向等より、第7期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認	知症対応型		第6期実績			第7期計画			
共	同生活介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計	
辺	[ベ利用人数	1,548	1,528	1,558	1,704	1,728	1,956	2,268	
総	合付費(千円)	402,904	390,383	399,536	442,677	448,995	508,238	589,458	

介護予防		第6期実績			第7期計画		37年度
認知症対応型 共同生活介護	1 7 /年世	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

• 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型		第6期実績		第7期計画			
介護老人福祉 施設入所者 生活介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	37年度 ^(第9期) 推計
延べ利用人数	2	0	185	216	564	840	876
給付費(千円)	507	0	46,744	53,376	139,079	207,383	216,071

ク地域密着型通所介護

• 地域密着型通所介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

地域密着型		第6期実績			第7期計画			
通所介護	27年度	28年度	29年度(見込)	30年度	31年度	32年度	(第9期) 推計	
延べ利用回数	_	66,418	72,497	74,760	75,600	76,272	86,688	
延べ利用人数	_	9,555	10,516	10,680	10,800	10,896	12,384	
給付費(千円)	_	448,202	489,227	504,270	510,401	514,872	585,297	

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

新たなサービスであり、現時点で新規指定(移行)予定がないことから、第7期計画の利用は見込んでいません。

5) 給付費の実績と見込

【図表】8-15 第6期計画(平成27~29年度)における給付費の実績

(単位:千円)

		サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	合計
		訪問介護	1,679,867	1,626,309	1,629,473	4,935,649
		訪問入浴介護	134,616	135,660	135,033	405,309
		訪問看護	476,876	537,115	603,786	1,617,777
		訪問リハビリテーション	70,761	56,592	49,746	177,099
		居宅療養管理指導	277,776	290,895	305,849	874,520
		通所介護	1,560,898	1,092,105	1,132,544	3,785,547
	介	通所リハビリテーション	180,330	190,664	193,266	564,260
	介護給付	短期入所生活介護	308,338	315,008	327,601	950,947
	付	短期入所療養介護	82,894	76,415	56,071	215,380
		特定施設入居者生活介護	2,113,423	2,124,195	2,274,457	6,512,075
		福祉用具貸与	397,167	402,943	395,974	1,196,084
		特定福祉用具販売	17,302	17,026	15,473	49,801
		住宅改修	39,765	40,017	34,429	114,211
展		居宅介護支援	603,186	611,857	609,997	1,825,040
		小計	7,943,200	7,516,801	7,763,699	23,223,700
居宅サービス		介護予防訪問介護	72,689	63,851	10,470	147,010
<u>Ľ</u>		介護予防訪問入浴介護	451	451	180	1,082
^		介護予防訪問看護	9,335	20,009	29,869	59,213
		介護予防訪問リハビリテーション	3,689	4,738	5,936	14,363
		介護予防居宅療養管理指導	13,571	15,072	17,945	46,588
		介護予防通所介護	209,544	193,831	33,930	437,305
	孟	介護予防通所リハビリテーション	16,997	17,759	21,215	55,971
	予防給付	介護予防短期入所生活介護	173	1,707	2,396	4,276
	付	介護予防短期入所療養介護	32	134	0	166
		介護予防特定施設入居者生活介護	78,187	76,886	82,723	237,796
		介護予防福祉用具貸与	14,080	18,004	24,920	57,004
		介護予防特定福祉用具販売	3,555	3,654	3,603	10,812
		介護予防住宅改修	16,545	19,712	15,313	51,570
		介護予防支援	58,510	59,662	36,965	155,137
		小計	497,360	495,470	285,465	1,278,295
		居宅サービス計	8,440,560	8,012,272	8,049,164	24,501,995
施	介護	養老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,626,702	1,655,919	1,880,683	5,163,304
施 設 サ	介護	養老人保健施設(老人保健施設)	996,769	1,006,430	1,041,574	3,044,773
 - 	介護	接 療養型医療施設	362,828	336,649	302,224	1,001,701
え		施設サービス計	2,986,299	2,998,997	3,224,481	9,209,778
	定期	別巡回・随時対応型訪問介護看護	52,911	55,626	75,468	184,005
	夜間	討対応型訪問介護	24,090	17,900	20,266	62,256
	H]症対応型通所介護	198,051	182,703	193,558	574,312
地	-	模多機能型居宅介護	162,938	146,117	162,565	471,620
地域密着型サービス		小規模多機能型居宅介護	1,460	56,242	77,620	135,322
<u>看</u> 型]症対応型共同生活介護	402,904	390,383	399,536	1,192,823
 	H	密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	507	0	46,744	47,251
<u> </u>		【密着型通所介護	_	448,202	489,227	937,429
え		養予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
		長予防小規模多機能型居宅介護	15	261	1,678	1,954
	介護	多防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
		地域密着型サービス計	842,875	1,297,434	1,466,662	3,606,972
		給付費計	12,269,734	12,308,702	12,740,307	37,318,745

【図表】8-16 第7期計画(平成30~32年度)における給付費の見込

(単位:千円)

			T-1300-1-	T-1104-1-1-1	T-1100-1-	(単位・1円
		サービス	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
		訪問介護	1,669,335	1,685,068	1,702,552	5,056,955
		訪問入浴介護	138,640	140,995	141,769	421,404
		訪問看護	617,950	643,123	669,204	1,930,277
		訪問リハビリテーション	48,081	49,983	51,112	149,176
		居宅療養管理指導	312,300	315,585	318,811	946,696
		通所介護	1,152,466	1,163,973	1,175,320	3,491,759
	立	通所リハビリテーション	199,962	203,528	208,564	612,054
	介護給付	短期入所生活介護	331,245	335,066	339,022	1,005,333
が 作	付	短期入所療養介護	65,364	65,393	68,556	199,313
		特定施設入居者生活介護	2,370,598	2,500,982	2,622,952	7,494,532
		福祉用具貸与	404,511	408,451	412,613	1,225,575
		特定福祉用具販売	16,769	16,769	17,084	50,622
		住宅改修	37,047	37,047	37,047	111,141
店宅		居宅介護支援	624,804	630,951	637,347	1,893,102
サ		小計	7,989,072	8,196,914	8,401,953	24,587,939
居宅サービス		介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
ス		介護予防訪問看護	39,300	42,682	46,046	128,028
		介護予防訪問リハビリテーション	6,612	6,965	8,010	21,587
		介護予防居宅療養管理指導	18,931	20,419	22,046	61,396
		介護予防通所リハビリテーション	23,735	26,124	28,974	78,833
	来	介護予防短期入所生活介護	3,462	3,961	4,458	11,881
	防	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	予防給付	介護予防特定施設入居者生活介護	81,237	88,922	95,403	265,562
		介護予防福祉用具貸与	26,131	27,373	28,775	82,279
		介護予防特定福祉用具販売	3,854	4,145	4,447	12,446
		介護予防住宅改修	15,957	16,918	18,839	51,714
		介護予防居宅支援	32,923	33,239	33,599	99,761
		八鼓 7 例 凸 七 文 版	252,142	270,748	290,597	813,487
		居宅サービス計				
	◇≕		8,241,214	8,467,662	8,692,550	25,401,426
施 設 サ		養老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・老人保健性歌(老人保健性歌)	1,913,185	2,237,912	2,259,315	6,410,412
サ		養老人保健施設(老人保健施設) ************************************	1,253,217	1,284,404	1,300,736	3,838,357
Ė Z	川設	療養型医療施設(介護医療院)	320,901	321,044	321,044	962,989
	⇔ #	施設サービス計	3,487,303	3,843,360	3,881,095	11,211,758
		別巡回・随時対応型訪問介護看護	111,352	123,050	133,650	368,052
		対応型訪問介護	20,676	21,311	21,937	63,924
1,L]症対応型通所介護	207,394	211,047	212,154	630,595
吧 域		模多機能型居宅介護	214,191	288,326	297,862	800,379
地域密着型サービス		藝小規模多機能型居宅介護	83,500	83,538	83,538	250,576
]症対応型共同生活介護	442,677	448,995	508,238	1,399,910
		密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,376	139,079	207,383	399,838
Ė		旅密着型通所介護 	504,270	510,401	514,872	1,529,543
ス		養予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
		藝子防小規模多機能型居宅介護	2,155	2,156	3,234	7,545
	介護	多防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
		地域密着型サービス計	1,639,591	1,827,903	1,982,868	5,450,362
		給付費計	13,368,108	14,138,925	14,556,513	42,063,546

[※]給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計 の数値とが一致しない場合がある。

5 介護基盤整備について

第7期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、 平成37年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めていきます。

平成37年度までの整備方針等

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じ、既存事業所の定員増により 整備を進めます。
- 認知症対応型通所介護は、併設型を視野に入れながら整備を進めます。
- 小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)は、区民ニーズを踏ま えながら公募により整備を進めます。
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)は、東京都の「認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業」の活用又は公募により整備を進めます。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護(地域密着型特別養護老人ホーム)と合わせて、「東京都長期ビジョン」(平成28年 2月)の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。
- 介護老人保健施設(老人保健施設)は、「東京都長期ビジョン」(平成28年2月)の整備 方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。
- 介護療養型医療施設は、平成35年度末までに介護医療院への転換が予定されています。
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)は、今後の民間事業者の整備動向を踏まえ、 整備方針を検討していきます。

各施設の年度別整備計画及び平成37年度末の定員見込については、利用状況やニーズ等を勘案し、適宜見直していきます。

【図表】8-17 第7期介護基盤年度別整備計画

施設種別	平成29		第7	7期		累計	平成37年度末(第9期)
心は文性が	年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	米司	定員見込
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 (45)	± 0 (15)	± 0 (15)	±0 (15)	0 (45)	1 (90)	90人
認知症対応型通所介護	8 (98)	_	1 (10)	_	1 (10)	9 (108)	120人
小規模多機能型居宅介護	3 (79)	1	1	1	3	7	224人
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)	(29)	(29)	(29)	(87)	(195)	224/
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	7 (122)	1 (18)	1 (18)	1 (18)	3 (54)	10 (176)	194人
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1 (17)	_	2 (53)	_	2 (53)	3 (70)	
施設サービス						,	740人
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5 (458)	_	1 (99)	_	1 (99)	6 (557)	
介護老人保健施設(老人保健施設)	3 (289)	_	_	_	_	3 (289)	389人
介護療養型医療施設(介護医療院)	1 (27)	_	_	_	_	1 (27)	27人
居宅サービス							
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	8 (542)	2 (100)	2 (80)	_	4 (180)	12 (722)	722人

[※]施設数、(定員)

[※]整備年度は、事業開始年度を示す。

6 第1号被保険者の保険料の算出

第7期介護保険事業計画期間の介護保険料(第1号被保険者の保険料)は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料(第1号被保険者の保険料)は区市町村(保険者)ごとに決められ、 区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から43,194人(平成29年10月1日)に増加して約1.3倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から8,122人(平成29年9月末)増加して約2.2倍、介護給付費は約49億円から約134億円(平成29年度末見込)に増加して約2.7倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第6期は5.642円となり、約1.9倍になっています。

また、全国平均基準額(月額)の介護保険料も、第1期(平成12~14年度)は2,911円でしたが、第6期(平成27~29年度)は5.514円となり、約1.9倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込まれます。

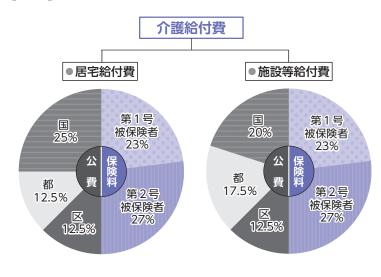
2) 介護給付費等の負担割合(財源構成)

① 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%(第2号被保険者は28%から27%)に見直されます。

【図表】8-18 介護給付費の負担割合

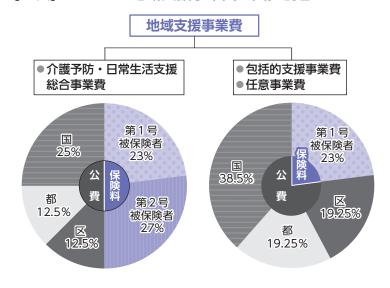


- ※施設等給付費:介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、介護療養型医療 施設、特定施設入居者生活介護にか かる給付費
- ※居宅給付費:施設等給付費以外の保 険給付費
- ※国の負担割合には、調整交付金を含む。

② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で 実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。 このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%(第2号被保 険者は28%から27%)に見直されます。

【図表】8-19 地域支援事業費の負担割合



※介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

3) 第7期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額は、第7期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号 被保険者の負担割合等を基に算定します。

第7期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約473億円を 見込んでおり、第6期実績の約408億円と比較し、約1.2倍増加しています。算定に当たっては、次の1、2の要因を反映させています。

この介護保険事業費から、第7期の保険料算定基礎額は6,424円となります。

さらに、介護保険料算定基礎額6,424円に、次の3の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額を6.020円と決定しました。

① 介護報酬の改定

国は、「地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上及び介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保等を踏まえ、介護報酬を全体で0.54%増の改定率とする」との考え方を示しました。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

② 利用者負担の見直し等

65歳以上の被保険者のうち、一定以上所得層の利用者負担が3割に見直されます。 3割負担となる所得水準は、合計所得金額220万円以上(年金その他の合計所得で、単身340万円以上、同一世帯の第1号被保険者が2人以上で463万円以上)となります。

これにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

また、平成31年10月、消費税率の引き上げ(8%→10%)に伴う介護報酬の増及び介護職員の処遇改善(公費1,000億円程度)の実施が予定されています。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

③ 介護給付費準備基金の活用

平成29年度末の「介護給付費準備基金¹」の見込残高は、約10億3千万円となっています。

介護保険料の低減のため、この見込残高から「第7期の基金として必要な額」3億円を残し、約7億3千万円を第7期の歳入とすることで、保険料基準額(月額)を400円程度減額する効果があります。

¹ 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

4) 第7期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができ ます。

第7期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次の とおり設定します。

① 介護保険料の段階設定

第6期に引き続き、第7期の介護保険料の段階数は15段階とします。

なお、第7期における第6段階から第9段階までを区分する基準所得金額は、それぞ れ120万円、200万円、300万円に改正されます。

② 公費による保険料軽減

第6期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区 市町村1/4)を投入し、世帯非課税の第1段階における保険料の負担割合を軽減 $(0.50 \rightarrow 0.45) \cup \pm \tau$.

📵 住民税非課税者の保険料軽減

第6期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.75)と第4段階の保険料比率(0.90)は 国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率(0.70)、第4段階の保険料比率(0.85) とします。

4 第12段階以上の保険料比率の変更

第7期より、低所得者の保険料軽減を図るため、住民税課税層における一定以上所得 層の保険料比率を変更(第12段階2.30→2.50、第13段階2.50→2.80、第14段階 2.80→3.20、第15段階3.20→3.50)します。

5) 第7期における介護保険事業費の見込

● 第7期介護給付費の見込

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、第7期(平成30~32年度)で約448億2千万円を見込んでいます。

【図表】8-20 第7期介護給付費の見込

(単位:千円)

	介護給付費		第7期計画		合 計
	八碳和沙黄	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
総	給付費(A)	13,345,199	14,272,872	14,869,659	42,487,730
	居宅サービス給付費	8,241,214	8,467,662	8,692,550	25,401,426
	施設サービス給付費	3,487,303	3,843,360	3,881,095	11,211,758
	地域密着型サービス給付費	1,639,591	1,827,903	1,982,868	5,450,362
	利用者負担の見直しに伴う影響額	▲ 22,909	133,947	313,146	424,184
そ	の他給付額(B)	723,272	772,121	795,284	2,290,677
	特定入所者介護(予防)サービス費等 給付額	260,872	263,481	271,385	795,738
	高額介護(予防)サービス費等給付額	387,600	426,360	439,151	1,253,111
	高額医療合算介護(予防)サービス費 等給付額	74,800	82,280	84,748	241,828
	保険給付費計〔(A)+(B)〕	14,068,471	15,044,993	15,664,943	44,778,407
審	查支払手数料(C)	15,325	15,478	15,633	46,436
	合 計 ((A)+(B)+(C))	14,083,796	15,060,471	15,680,576	44,824,843

② 第7期地域支援事業費の見込

地域支援事業費については、第7期(平成30~32年度)で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第7期地域支援事業費の見込

(単位:千円)

			第7期計画				
	地以又版争未复	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計		
地	域支援事業費	813,007	838,784	846,572	2,498,363		
	介護予防・日常生活支援総合事業費	486,388	487,064	491,908	1,465,360		
	包括的支援事業費・任意事業費	326,619	351,720	354,664	1,033,003		

[※]第7期地域支援事業費の見込における内訳は、P.121を参照。

③ 第7期介護保険事業費の見込

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第7期(平成30~32年度)で約473億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第7期介護保険事業費の見込

(単位:千円)

介護保険事業費		第7期計画				
月	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計		
介護給付費	14,083,796	15,060,471	15,680,576	44,824,843		
地域支援事業費	813,007	838,784	846,572	2,498,363		
合 計	14,896,803	15,899,255	16,527,148	47,323,206		

6) 平成37年度(2025年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、平成37年に45,754人(10月1日)になると推計しており、29年の43,194人(10月1日)と比べ、約5.9%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も37年に9,345人(9月30日)になると推計しており、29年の8,122人(9月30日)と比べ、約15.1%増加すると見込んでいます。

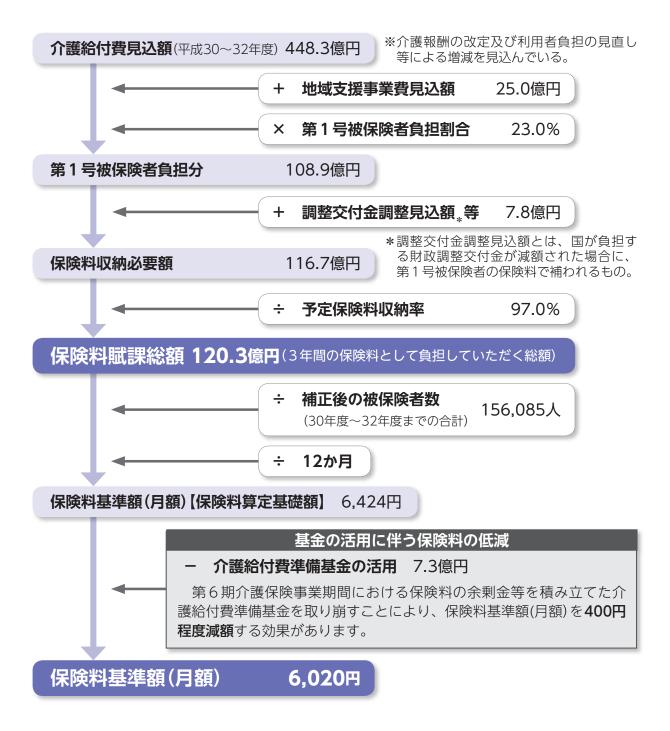
介護保険事業費は、後期高齢者や認知症高齢者の増加、介護保険サービス利用量の増加などにより、37年度、約193億7千万円になると推計しており、29年度の約141億8千万円と比べ、約36.6%増加すると見込んでいます。

この介護保険事業費を基に算出した37年度の介護保険料算定基礎額は、約8,500円となり、第7期と比べ、約2,000円程度上昇すると見込んでいます。

7) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第7期(平成30~32年度)の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第7期保険料基準額

第7期保険料基準額	平成30~32年度	月額 6,020円
-----------	-----------	-----------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のと おりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第7期(平成30~32年度)

基準額に 対する 年額保険料 所得 段階 第6期との 対象者 割合 (月額保険料) ・生活保護の受給者 36.100円 2,200円 世帯全員が住民税非課税 [0.50]で本人が老齢福祉年金の (3,000円) 200円 第1 段階 ・世帯全員が住民税非課税 2,000円 32,500円 かつ本人の課税年金収入 額と合計所得金額の合計 0.45 が80万円以下 (2,700円) 200円 本人の課税年金収 50,600円 3,200円 入額と合計所得金額の合計が80万 第2 住民税非課税世帯全員が 0.70 段階 (4.200円) 300円 円超120万円以下 本人の課税年金収 入額と合計所得金 54,200円 3,400円 第3 段階 0.75 額の合計が120万 (4,500円) 300円 円招 者がいるに 本人の課税年金収 61,400円 3,900円 入額と合計所得金額の合計が80万円以下 0.85 段階 (5,100円) 400円 本人の課税年金収 民税税非 72,200円 4,500円 入額と合計所得金 1.00 額の合計が80万 課課 (6,000円) 400円 円超 83,100円 5,200円 第6 段階 合計所得金額が 1.15 120万円未満 (6,900円) 500円 合計所得金額が 90,300円 5,700円 120万円以上 1.25 段階 200万円未満 (7,500円) 500円 101.100円 6.300円 合計所得金額が 200万円以上 第8 1.40 段階 300万円未満 (8,400円) 500円 合計所得金額が 300万円以上 119,200円 7,500円 第9 1.65 段階 400万円未満 (9,900円) 600円 8,100円 合計所得金額が 130,000円 本人が住民税課税 第10 段階 400万円以上 1.80 500万円未満 (10,800円) 700円 合計所得金額が 500万円以上 750万円未満 151,700円 9,500円 第11 2.10 段階 (12,600円) 800円 合計所得金額が 750万円以上 180,600円 24,900円 第12 段階 2.50 1,000万円未満 (15,000円) 2,100円 202,300円 33,000円 合計所得金額が 第13 段階 1,000万円以 2.80 2,000万円未満 (16,800円) 2,700円 合計所得金額が 231,200円 41,600円 第14 段階 ,000万円以上 3.20 3,000万円未満 (19,200円) 3,400円 252,800円 36,100円 合計所得金額が 第15 3.50 段階 3,000万円以上 (21,000円)3,000円

参考	第6	朝(平成27~29	年度)	
所得			基準額に 対する	年額保険料
段階			割合	(月額保険料)
	・世帯分	R護の受給者 ≧員が住民税非課税	[0.50]	33,900円
第1	で本 <i>力</i> 受給者	くが老齢福祉年金の		(2,800円)
段階	かつな	全員が住民税非課税 S人の課税年金収入	0.45	30,500円
		計所得金額の合計 万円以下	0.45	(2,500円)
第2		本人の課税年金収 入額と合計所得金		47,400円
段階	住民税非	額の合計が80万円超120万円以下	0.70	(3,900円)
第3	に 非 課 税 税	本人の課税年金収 入額と合計所得金	0.75	50,800円
段階	177.	額の合計が120万 円超	0.75	(4,200円)
第4	者で本 が世人	本人の課税年金収 入額と合計所得金	0.85	57,500円
段階	い帯が るに住 住民	額の合計が80万 円以下	0.65	(4,700円)
第 5 段階	民税税非	本人の課税年金収 入額と合計所得金	1.00	67,700円
段階 (基準額)	課課 税税	額の合計が80万円超	1.00	(5,600円)
第6		1.15	77,900円	
段階		120万円未満	1.13	(6,400円)
第7		 合計所得金額が 120万円以上	1.25	84,600円
段階		190万円未満	1.23	(7,000円)
第8		 合計所得金額が 190万円以上	1.40	94,800円
段階		290万円未満	1.40	(7,900円)
第9		合計所得金額が 290万円以上	1.65	111,700円
段階		400万円未満	1.03	(9,300円)
第10	本人	合計所得金額が 400万円以上	1.80	121,900円
段階	本人が住民税	500万円未満		(10,100円)
第11		合計所得金額が 500万円以上	2.10	142,200円
	課税	750万円未満	2	(11,800円)
第12		合計所得金額が 750万円以上	2.30	155,700円
段階		1,000万円未満		(12,900円)
第13		合計所得金額が 1,000万円以上	2.50	169,300円
段階		2,000万円未満		(14,100円)
第14		合計所得金額が 2,000万円以上	2.80	189,600円
段階		3,000万円未満		(15,800円)
第15		合計所得金額が	3.20	216,700円
段階		3,000万円以上	5.20	(18,000円)

[※]月額保険料は、目安として百円単位で表示。

[※]第1段階の上段【】内は本来の割合、下段は27年4月から実施の公費投入後の割合。

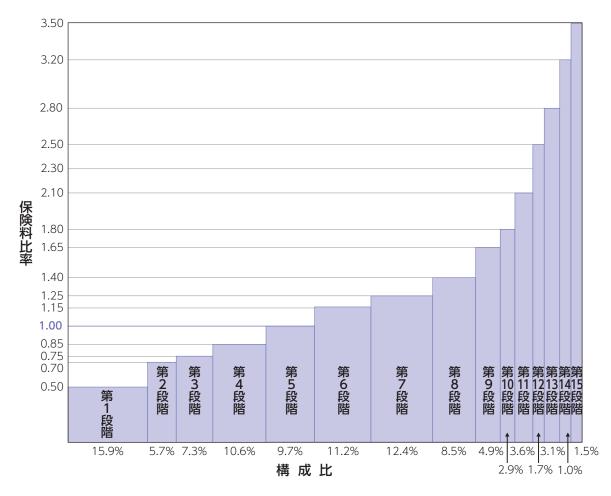
【図表】8-26 保険料段階別第1号被保険者数

(単位:人)

								(十位・バ)
段	階	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計(A)	構成比	基準額と の比率(B)	補正被保険者 数(A)×(B)
第1	段階	6,916	6,972	7,029	20,917	15.9%	0.50	10,459
第2	段階	2,479	2,499	2,520	7,498	5.7%	0.70	5,249
第3	段階	3,175	3,201	3,227	9,603	7.3%	0.75	7,202
第4	段階	4,611	4,648	4,686	13,945	10.6%	0.85	11,853
第5	段階	4,219	4,254	4,288	12,761	9.7%	1.00	12,761
第6	段階	4,872	4,911	4,951	14,734	11.2%	1.15	16,944
第7	'段階	5,393	5,438	5,481	16,312	12.4%	1.25	20,390
第8	段階	3,697	3,727	3,757	11,181	8.5%	1.40	15,653
第9	段階	2,131	2,149	2,166	6,446	4.9%	1.65	10,636
第1	0段階	1,261	1,272	1,282	3,815	2.9%	1.80	6,867
第1	1段階	1,566	1,579	1,591	4,736	3.6%	2.10	9,946
第13	2段階	739	745	752	2,236	1.7%	2.50	5,590
第1	3段階	1,348	1,359	1,370	4,077	3.1%	2.80	11,416
第1	4段階	435	439	442	1,316	1.0%	3.20	4,211
第1.	5段階	653	658	663	1,974	1.5%	3.50	6,909
合	計	43,495	43,851	44,205	131,551	100.0%		156,085

※表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-27 保険料段階別第1号被保険者数構成比



第9章

介護保険制度の運営



第9章

介護保険制度の運営

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立し た生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態 等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進する とともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員 として社会貢献できる場を提供し、他の高齢者を支える担い手となる事による生きがいづ くりを支援していきます。

高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

介護予防等に関する基本的な知識の普及啓発の取組を積極的に推進します。 高齢者等自らが、介護予防に向けた取組を行い、自身の健康寿命を長く保つとともに、 介護予防に向けた取組を推進する地域社会に積極的に参加する意識の醸成を図ります。

●認知症に関する講演会・研修会(P.64 第5章 計画の体系と計画事業より)

事業概要	講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認 知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。						
3年間の	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度		
事業量	講演会・研修会	8 🗆	8 🗆	8 🗆	8 🗆		

●介護予防普及啓発事業(P.79 第5章 計画の体系と計画事業より)

事 茉概安	を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。		
3年間の	28年度実績	32年度末	
事業量	3,646人	3,880人	

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等

2) 介護予防の通いの場の充実

介護予防のための体操等を行いながら、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に 推進します。

定期的な集まりの中で、お互いにできる事を助け合いながらより良い地域づくりを目指していきます。

3) リハビリテーション専門職種との連携

リハビリ専門職種と連携し、生活機能の低下した高齢者に対して心身機能や活動等の要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高めます。

生きがいや自己実現のための取組を支援し、地域社会への参加を促進します。

4) 地域ケア会議の多職種連携による取組の推進

地域ケア会議で出された地域課題の共有や分析を行うとともに、課題解決に向けた具体的な政策形成を必要に応じ関係機関や関係者とともに検討していきます。

また、自立支援に資するケアマネジメントの向上のための地域ケア会議(自立支援型ケアマネジメントを目指す地域ケア会議)を検討・実施します。

●地域ケア会議の運営(P.60 第5章 計画の体系と計画事業より)

事業概要

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

3年間の 事業量

各高齢者あんしん相談センターで個別課題レベルの地域ケア会議を実施するとともに、地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。各会議体は既存会議を効果的に活用する。

5) 高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者あんしん相談センターを地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として位置づけるとともに、地域の課題や今後求められる役割を勘案し、複合的に機能の強化を図ります。

そのため、業務量に応じた適切な職員の配置、高齢者あんしん相談センター間の総合調整及び地域ケア会議運営等の支援体制の整備を進めていきます。

6) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理 栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になること を予防します。

7) 排泄に関する研究

排泄は、高齢者が自立した尊厳ある生活を送るために大切なものです。

そのため、紙おむつの適切な使用を含め、それぞれの状況に即した自立した排泄を行えるよう、原因や予防などの対応及び知識の普及方法等について研究を行っていきます。

2 介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な福祉や医療のサービスを提供する制度です。

そのサービスの給付は要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは 悪化の防止を目的としており、そのためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定 するとともに、利用者が真に必要とするサービスを、介護事業者が適切に提供していくこ とがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適 正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心 して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

● 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。 調査員によって調査内容が異ならないように、調査項目の判断基準の解説や特記事項 の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の 基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていき ます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

② 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

● 介護支援専門員(ケアマネジャー)への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅 介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、ケアマネジメント業務を支援していきます。

2 ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成18年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資すること を目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

€ ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーの作成するケアプラン「居宅(介護予防)サービス計画」に基づき、利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等、より良いケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業者に対する定期的なケアプラン点検を実施しています。

具体的には、事業者にケアプランの提出を求め、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で「ケアプラン点検支援マニュアル」等に沿いながらケアプランを見直すことで、実質的なケアマネジャーの資質の向上やケアプランの作成技術の向上を図っていきます。

④ 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い適正に利用されているか確認しています。

具体的には、年間12件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

● 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した 適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も密に図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

② 苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅(介護予防)サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

🛭 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス(総合サービス事業)利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び抑制につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

4 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行います。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施します。

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する 説明の充実

● サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、本区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを導入し、区ホームページ内で公開することでタイムリーな情報提供を行います。

<啓発用パンフレット・チラシ>

●わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

●わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

●ハートページ(介護サービス事業者ガイドブック)

本区における相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種事業者をリスト化しています。

●高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを わかりやすくまとめています。

●文京区認知症ケアパス知っておきたい!認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

こんにちは高齢者あんしん相談センターです。

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の役割やお問い合せ先を紹介しています。

<情報サイト等の運用>

介護事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の 研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの 空き情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

<事業概要>

●文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

2 介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう指導していきます。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

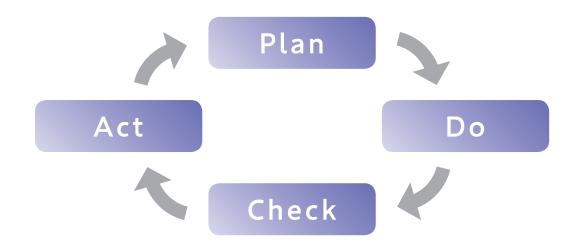
なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連 合会等とも連携をとり、対応の充実を図ります。

3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況 及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関 する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクル の推進を明記しています。

本区においても、国の基本指針に従い、本章で示す施策等の評価を地域福祉推進協議会 高齢者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで保険者機能の強化を図って いきます。

【図表】9-1 PDCAサイクルのイメージ



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する	
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する	
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)	
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする	

4 介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に従事する人材(以下「介護人材」という。)の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年(平成37年)に、3万6千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後のサービスの充実に向けて、数百人規模で介護人材を確保していく必要があります。

また、本区の高齢者等実態調査(平成28年度)では、介護サービス事業者の51.8%が「不足している」と感じており、そのうちの59.7%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状においては大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国の社会保障審議会では、「2025年に向けた介護人材の確保」を示し、その中で、介護人材の構造転換として5つの目指すべき姿(①すそ野を拡げる②道を作る③長く歩み続ける④川を高くする⑤標高を定める)を掲げています。

国においては、介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな処遇改善加算を29 年度に導入しました。

東京都においても参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、19年度から介護サービス事業者と協働で 実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、学生向けに事業所見学ツアーや出前授 業等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。

さらに、介護サービス事業者との連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護 職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

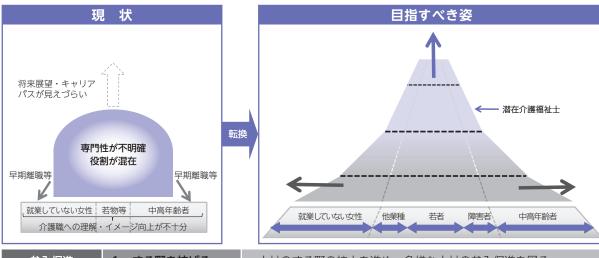
28年度からは、介護職員住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。

今後は、まず初任者・実務者の資格取得支援や外国人の受け入れに対する支援等で参入 促進を図るとともに、若手職員に着目した資質向上等の取組を通した労働環境の向上など、 さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICTや介護ロボットの導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について検討を進めていきます。

【図表】9-2 2025年に向けた介護人材の構造転換(イメージ)



参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
処遇の改善	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
貝貝 ジバリエ	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

資料:厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料(平成27年2月25日)

●介護人材の確保・定着に向けた支援(P.74 第5章 計画の体系と計画事業より)

事業概要

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助及び将来の担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアーや出張講座、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や新たな介護人材として外国人の受け入れに対する支援など包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

	項目	30年度	31年度	32年度
	介護施設従事職員住宅費補助	50人	50人	50人
3年間の 事業量	介護職員初任者研修受講費用補助	50人	50人	50人
尹未里	介護職員実務者研修受講費用補助	20人	20人	20人
	外国人介護職員採用補助	10人	10人	10人

5 利用者の負担割合等の制度

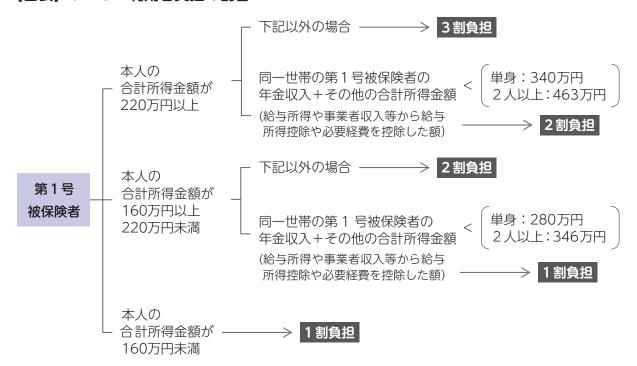
介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上所得層の自己負担は2割となっています。 平成30年8月からは、2割負担の方のうち、一定以上所得層の自己負担は3割となります。

なお、本人の収入や同一世帯内の65歳以上の方の所得状況により、負担割合が下がる場合があります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】9-3 利用者負担の割合





1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する人のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1 人増えるごとに 50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに 100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計を共にしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

[※]預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 利用者負担段階の設定

利用者負担段階を設定し、段階に応じて特定入所者介護サービス費や高額介護(介護予防)サービス費を支給することで、低所得者の利用者負担を軽減しています。

【図表】9-5 利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費(滞在費)・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス 費として負担します。

なお、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦世帯で2,000万円超の場合や、別居の配偶者が住民税課税者の場合は対象外となります。

また、第2段階の方であっても、非課税年金額と合わせて80万円を超える場合は第3 段階となります。

【図表】9-6 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者		食費			
負担段階	多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	(日額)
基準費用額	A 840円B 370円	A 1,150円B 1,640円	1,640円	1,970円	1,380円
第1段階	0円	A 320円B 490円	490円	820円	300円
第2段階	370円	A 420円B 490円	490円	820円	390円
第3段階	370円	A 820円B 1,310円	1,310円	1,310円	650円

※®:介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設生活介護 ※®:介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)、短期入所療養介護

4) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢者のみ世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件(世帯の年間収入から施設での利用者負担(居住費・食費含む。)の見込み額を差し引いた額が80万円以下など)を満たす人に対して、利用者負担段階の第3段階と同じ基準の特定入所者介護サービス費を支給します。

5) 高額介護(介護予防)・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス(福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。)及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を、高額介護(介護予防)・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】9-7 高額介護(介護予防)・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額
第1段階	個人 15,000円
第2段階	個人 15,000円
第3段階	世帯 24,600円
第4段階	世帯 44,400円

※第4段階のうち、1割負担者のみの世帯については 年間(8月から翌年7月まで)の上限額が446,400 円(月額37,200円相当)となる(平成29年8月から 3年間の緩和措置)。

6) 高額医療合算介護(介護予防)・ 高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を 合算した年額(8月から翌年7月まで)が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの 制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護(介護予防)・ 高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】9-8 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区 (平成30 7月算定 まで))年 ≧分	後期高齢者 医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人 がいる世帯)	被用者保険 又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳 の人がいる世帯)
現役並 所得者	Ĭ	67万円	67万円
— 般		56万円	56万円
住民税非課税	П	31万円	31万円
	ı I	19万円	19万円

所得区分 (平成30年 8 算定分から	月	後期高齢者 医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人 がいる世帯)	被用者保険 又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳 の人がいる世帯)
課税所得 690万円以		212万円	212万円
課税所得 380万円以		141万円	141万円
課税所得 145万円以		67万円	67万円
— 般		56万円	56万円
住民税	I	31万円	31万円
非課税	ĭ [*]	19万円	19万円

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険 又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の 人がいる世帯)	
901万円超	212万円	
600万円超 901万円以下	141万円	
210万円超 600万円以下	67万円	
210万円以下	60万円	
住民税世帯 非課税	34万円	

<所得区分>

現役並み所得者 (上位所得者)		同一世帯に145万円以上の課税所得の人がいる70歳以上の人
— 般		現役並み所得者、上位所得者、住民税非課税Ⅰ、住民税非課税Ⅱ以外の人
	Π	世帯全員が住民税非課税の人(Ⅰ以外の人)
住民税非課税	I	世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が0円(年金収入80万円以下)となる人

[※]毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

[※] I の人が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、 II の31万円となるので、高額医療合算介護(介護予防) サービス費のみ不支給となることがある。

7) 生計困難者の利用料軽減制度

要件(収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など)をすべて満たし、区が生計困難者と認定した人は、該当する介護サービスに係る費用(利用者負担額・食費・居住費)のうち25%(老齢福祉年金受給者は50%)を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と本区に減額の申し出を行っている場合に対象となります。



資料編

1 計画策定の検討体制・経緯

1) 検討体制

● 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号 最終改正 平成28年3月11日27文福福第1757号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。
 - (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。 (組織)
- 第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条 に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。
- 2 委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験者 5人以内
 - (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
 - (3) 公募区民 9人以内
- 3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領 (12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

- 第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

- 第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 子ども部会
 - (2) 高齢者・介護保険部会
 - (3) 障害者部会
 - (4) 保健部会
- 3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。
- 8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び 部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介介第1114号)に基づき設置され た文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。
- 9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
 - (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区 地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケ ア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推 進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民を もって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケ ア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会 条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充て ることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公

募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公 募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推 進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民を もって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成28年4月~平成30年3月

番号	役職	氏 名	団体名等	備考
1	会 長	髙橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2		青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3		藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第2回まで
4	副会長	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	29年度第1回から
5		髙山 直樹	東洋大学教授	
6		髙野 健人	東京医科歯科大学名誉教授	
7		須田 均	小石川医師会	29年度第1回まで
8		中村 宏	小石川医師会	29年度第2回から
9		金吉男	文京区医師会	
10		志賀 泰昭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
11		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	28年度第2回から
12		安東治家	文京区歯科医師会	28年度第1回まで
13		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	28年度第2回から
14		川又靖則	文京区薬剤師会	
15		小野寺加代子	文京区町会連合会	29年度第1回まで
16		諸留和夫	文京区町会連合会	29年度第2回から
17	団体推薦	下田 和惠	文京区社会福祉協議会	
18		水野 妙子	文京区民生委員・児童委員協議会	
19		天野 亨	文京区心身障害福祉団体連合会	
20		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
21		大畑 雅一	文京区青少年健全育成会	
22		福永喜美代	文京区女性団体連絡会	29年度第1回まで
23		千代 和子	文京区女性団体連絡会	29年度第2回から
24		川合 正	文京区私立幼稚園連合会	
25		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
26		飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27		右近 茂子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	

番号	役職	氏 名	団体名等	備考
28		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
29	団体推薦	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
30	凹冲推薦	山下美佐子	パセリの会	
31		髙田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
32		黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)	
33		髙山 陽介	(子ども・子育て会議)	
34		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
35		小野 洋子	(地域包括ケア推進委員会)	
36	小芦 豆兄	尾崎 亘彦	(地域保健推進協議会)	29年度第1回まで
37	公募区民	増山里枝子	(地域保健推進協議会)	29年度第2回から
38		小山 榮	(地域保健推進協議会)	
39		井出・晴郎		
40		武長信亮		
41		鶴田 秀昭		

② 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(高齢者・介護保険部会)

制 定 平成17年11月14日17文介介第1114号 最終改正 平成29年4月1日28文福高第1947号改正

(設置)

第1条 文京区(以下「区」という。)における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を区長に報告する。
 - (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - (2) 次に掲げる事項に関すること。
 - ア 地域密着型介護サービス費の額
 - イ 地域密着型介護予防サービス費の額
 - ウ 指定地域密着型サービス事業者の指定
 - エ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
 - オ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
 - カ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
 - キ 指定介護予防支援事業者の指定
 - (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号) 第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定 及び計画の目標達成状況の評価に関すること。
 - (4) 認知症高齢者とその家族に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
 - (5) 前各号のほか、地域ケアの推進に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、文京区地域福祉推進協議会設置要綱(平成8年7月11日8文 福福発第504号。以下「協議会要綱」という。)第8条各項に基づく、高齢者・介護保険事業 計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

(委員)

- 第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 1人以内
 - (2) 地域の医療に関係する団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)の代表者 5人以内
 - (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3 人以内

- (4) 地域の高齢者に関係する団体等(町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い 員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体、第2号被保険者の雇用主)の 代表者 6人以内
- (5) 公募区民(第1号被保険者、第2号被保険者、介護保険サービス利用者) 5人以内
- 2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領(18文介介第1518号)により募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。 (意見聴取)
- 第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を 聴くことができる。

(幹事)

- 第9条 委員会に幹事を置く。
- 2 幹事は、福祉部福祉施設担当課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部認知症・地域包括ケア担当課長、福祉部介護保険課長、保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。 (専門部会)
- 第10条 委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が 定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を22年の 3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 (任期の特例)
- 2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会)部会員名簿

平成28年4月~平成30年3月

番号	役職	氏 名	団体名等	備考
1	部会長	藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第3回まで
2	XIZU	平岡公一	お茶の水女子大学教授	28年度第5回から
3		飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
4		須田 均	小石川医師会	29年度第2回まで
5		中村 宏	小石川医師会	29年度第3回から
6		石川みずえ	文京区医師会	
7		岩渕 雅諭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
8		野村 茂樹	小石川歯科医師会	28年度第2回から
9		平井 基之	文京区歯科医師会	29年度第2回まで
10		藤田 良治	文京区歯科医師会	29年度第3回から
11		川又 靖則	文京区薬剤師会	
12		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
13	如今只	林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
14	部会員	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
15		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
16		諸留和夫	文京区町会連合会	
17		中村智惠子	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		下田 和惠	文京区社会福祉協議会	
19		古関・伸一	東京商工会議所文京支部	
20		菊地 正矩	公募区民	
21		小野 洋子	公募区民	
22		今井 育子	公募区民	
23		小倉 保志	公募区民	
24		梅澤 稔	公募区民	

③ 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号 最終改正 平成28年3月11日27文福福第1758号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉保健計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。 (構成)
- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第 1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。 (会議)
- 第4条 推進本部は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

- 第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に 報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者及び文京区社会福祉協議会事務局次長とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。 (専門部会及び分科会)
- 第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を 行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。
- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。 (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

平成30年3月現在

	役職	氏 名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	南 新平	教育長
4	本部員	吉岡利行	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	八木 茂	危機管理室長
7	//	林 顕一	区民部長
8	//	田中 芳夫	アカデミー推進部長
9	//	須藤 直子	福祉部長
10	//	椎名 裕治	子ども家庭部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	中島均	都市計画部長
13	//	中村 賢司	土木部長
14	//	松井 良泰	資源環境部長
15	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
16	//	山本 育男	会計管理者
17	//	久住 智治	教育推進部長
18	//	野田・康夫	監査事務局長
19	//	佐藤 正子	区議会事務局長
20	//	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
21	//	新名 幸男	企画政策部財政課長
22	//	久保 孝之	企画政策部広報課長
23	//	石嶋 大介	総務部総務課長
24	//	松永 直樹	総務部職員課長

文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

平成30年3月現在

	役職	氏 名	職名
1	幹事長	須藤 直子	福祉部長
2	副幹事長	椎名 裕治	子ども家庭部長
3	//	石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	瀬尾かおり	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	橋本淳一	総務部防災課長
7	//	木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
8	//	五木田修	福祉部福祉施設担当課長
9	//	榎戸 研	福祉部高齢福祉課長
10	//	真下 聡	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
11	//	中島 一浩	福祉部障害福祉課長
12	//	渡邊 了	福祉部生活福祉課長
13	//	宇民 清	福祉部介護保険課長
14	//	細矢 剛史	福祉部国保年金課長
15	//	畑中 貴史	福祉部高齢者医療担当課長
16	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
17	//	大川 秀樹	子ども家庭部幼児保育課長
18	//	宮原佐千子	子ども家庭部子ども施設担当課長
19	//	多田栄一郎	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
20	//	淺川 道秀	保健衛生部生活衛生課長
21	//	境野 詩峰	保健衛生部健康推進課長
22	//	渡瀬 博俊	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
23	//	内藤剛一	保健衛生部保健サービスセンター所長
24	//	熱田 直道	教育推進部学務課長
25	//	植村 洋司	教育推進部教育指導課長
26	//	矢島 孝幸	教育推進部児童青少年課長
27	//	安藤彰啓	教育推進部教育センター所長
28	//	田口 弘之	文京区社会福祉協議会事務局次長

1) 検討経過

● 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月21日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年8月2日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年2月7日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成29年5月12日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年7月27日(木)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
6	平成29年8月31日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成29年12月21日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成30年2月6日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施 結果について ・新たな地域福祉保健計画について

② 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	平成28年5月20日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査(概要)について
2	平成28年7月7日(木)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	平成28年9月9日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	平成28年12月14日(水)	・平成28年度文京区高齢者等実態調査報告書概要版(案)につ いて
5	平成29年3月24日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査報告書について
6	平成29年5月31日(水)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
7	平成29年7月7日(金)	・高齢者等実態調査から見た現状と課題及び今後の方向性について ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定に向けた主な委員意見について
8	平成29年8月25日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の策定について ・地域包括ケアシステムの深化・推進について
9	平成29年10月26日(木)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
10	平成29年12月19日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
11	平成30年1月19日(金)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成28年4月13日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月20日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成28年8月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
4	平成29年1月24日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
5	平成29年4月26日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年7月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年11月10日(金)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月30日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施 結果について ・新たな地域福祉保健計画について

4 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月5日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月14日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年1月13日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成29年度の計画検討スケジュールについて
4	平成29年3月24日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年4月11日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年6月26日(月)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月7日(月)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年10月25日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月23日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施 結果について ・新たな地域福祉保健計画について

3) 計画策定に関する区民意見の収集状況

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集) と区民説明会を実施しました。

● 周知方法

区報特集号の発行(平成29年12月5日号)、区ホームページの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

2 パブリックコメントの実施

意見の募集期間 平成29年12月5日(火)~平成30年1月9日(火) **意見の提出者数** 19人

3 区民説明会

開催日及び場所 平成29年12月11日(月) 文京福祉センター江戸川橋

12月13日(水) 不忍通りふれあい館

12月15日(金) 駒込地域活動センター

12月17日(日) 文京シビックセンター

参加者数 延べ8人

2 第7期介護保険制度の主な改正のポイント

1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

□保険者機能の強化

市区町村が、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むように、計画への記載、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与などが制度化されます。

□ 福祉用具の貸与価格の上限額設定 平成30年10月から

福祉用具ごとの貸与価格に上限額が設定されます。また、利用に当たり、事業者と全国平均の両方の貸与価格の提示と福祉用具の機能の説明が義務付けられます。

□ 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲 (平成30年4月から)

居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市区町村に移譲されます。

2) 医療と介護の連携の推進等

□ 新たな介護保険施設の創設

今後、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する「介護医療院」が創設され、現行の「介護療養病床」や「病院、診療所」からの転換が見込まれています。

3)地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

□ 地域共生型サービスの位置づけ

高齢者と障害者児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害 福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

4)介護保険制度の持続可能性の確保

□ 現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し 平成30年8月から

世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続性を高めるため、2割負担者のうち一定以上所得層の負担割合が3割となります。

日常生活圏域一覧

富坂地区

Œ	J	丁目	番	
後	楽	1~2丁目	全域	
 春		1丁目	全域	
		2丁目	1~7、9~26	
		1~4丁目	全域	
小花	5/11	5丁目	1~4、8~17、 20~41	
Ó	Ш	1丁目	1、2、5~8、11~ 14、16~22、30~37	
		2~5丁目	全域	
千	石	1~4丁目	全域	
水	道	1丁目	1、2、11、12	
小E	一向	4丁目	1~2	
		3丁目	31~44	
大	塚	4丁目	1、2(6~14)、 3(5~11)、4(1~3)	
西	片	1丁目	19	
本馬	句込	2丁目	9 (7~17)、10~11、 29	
	6丁目		1~12	

大塚地区

⊞Ţ	丁目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7、18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
大塚	5	2(1~5、15)、
	4丁目	$3(1\sim4,12),$
		$4(4\sim12), 5\sim53$
	5~6丁目	全域
関 🗆	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

本富士地区

Œ	Ţ	丁目	番	
	Ш	1丁目	3、4、9、10、15	
本	郷	1~7丁目	全域	
湯	島	1~4丁目	全域	
西	片 1丁目		1~18、20	
	Л	2丁目	全域	
		1丁目	1~6、16~20	
向	丘 2丁月	1~10、11(1~5)、		
		∠ J 	13(8~21)	
弥	生	1~2丁目	全域	
根	津	1~2丁目	全域	

駒込地区

町	丁目	番
白山	1丁目	23~29
	1丁目	7~15
向 丘	2丁目	11(6~14)、12、 13(1~7)、14~39
千駄木	1~5丁目	全域
	1丁目	全域
本駒込	2丁目	1~8、 9(1~6、18~33) 12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

4

高齢者・介護保険関係施設等一覧

☆ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

番号	名 称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士	湯島4-9-8	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室 **	本郷2-21-3	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

[※]本富士分室は、平成30年度中に旧向丘地域活動センター跡地(西片2-19-15)に移転予定です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
	グッドライフケア24	小石川2-19-1林田ビル1階	03-3868-2875

夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
	ジャパンケア小石川	小石川2-12-5ライオンズマンション 小石川シティ101	03-5805-1650

▲ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
9	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
10	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
11	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日 (地域密着型特別養護老人ホーム 併設)	春日1-9-21	03-5804-6511
12	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420
13	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566

▲ 介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	名 称	所在地	電話番号
14	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
15	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088
16	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽1-22-14	03-3941-0165

▲ 介護療養型医療施設(療養病床)

番号	名 称	所在地	電話番号
17	慈愛病院	本郷6-12-5	03-3812-7360

▲ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
18	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
19	アリア文京大塚	大塚4-46-5	03-5319-3685
20	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関□1-14-12	03-5227-8835
21	クラーチ・エレガンタ本郷	向丘2-2-6	0120-243-658
22	トラストガーデン本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
23	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
24	ネクサスコート本郷	本郷3-4-1	03-5842-5708
25	アリア文京本郷	湯島2-21-15	0120-17-1165

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
26	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
27	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
28	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
29	文京ひかりの里	本駒込5-66-5	03-5832-6332
30	のんびり家	向丘1-16-26	03-3817-0876
31	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
32	グループホーム いつつ星	小石川5-11-8	03-3868-3533

■ 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
33	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
34	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
35	株式会社ケアサービス デイサービスセンター文京千石	千石3-29-16 パルム星101	03-5940-7215
36	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
37	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
38	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
39	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526
40	グループホーム 白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212

■ 小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
41	小規模多機能型居宅介護 いきいき礫川	小石川2-16-1	03-5840-9803
42	ジャパンケアいきいき小日向	小日向2-8-15-2階	03-6902-5321
43	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

■ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
44	千石にじの家	千石4-1-2	03-6304-1822

■ 地域密着型通所介護(デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
45	リハビリ・デイサービス 虎SUN	白山5-18-11 草柳ビル1階	03-6912-1840
46	リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	本駒込4-42-11 サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
47	文京区介護予防拠点 いきいき礫川	小石川2-16-1	03-5840-9828
48	GENKINEXT 茗荷谷	小石川5-21-5	03-3868-0936
49	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
50	デイサービスセンターファンライフ文京	千石3-13-11-102	03-6912-0355
51	信和リハビリデイサービス 千石	千石4-16-2 小林ビル101	03-6902-9880
52	ジャパンケアいきいき西原 (平成30年3月31日廃止予定)	千石4-34-22	03-3941-1651
53	レコードブック千石	千石4-38-10 馬場ビル1階	03-6902-5977
54	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	大塚3-20-7 清水ビル1階	03-6902-9568
55	MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	大塚4-12-10 橋本ビル1階	03-6902-9270
56	リハビリ道場	大塚6-27-6 グリーンハウス	03-3943-3408
57	一面堂 千石ステーション	本駒込2-14-8 スペースコジマ1階	03-5940-2772
58	リハビリデイサービスnagomi文京動坂店	本駒込4-43-1	03-5809-0753
59	いきいきらいふSPA駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778
60	デイサービスあいら文京	千駄木2-8-6	03-5834-1577
61	デイサービスだるま	千駄木3-42-16	03-3823-7705
62	グリーンデイ 千駄木	千駄木4-16-2 ヴィルヌーヴ千駄木1階	03-5834-7470
63	デイサービス・本郷倶楽部	向丘1-20-6ファミール本郷105	03-5842-6237
64	デイサービス追分	向丘2-9-10	03-3815-0955
65	文京区介護予防拠点 いきいき森川	本郷6-10-6	03-5840-6547
66	レッツ倶楽部 慈愛	本郷6-12-5	03-6240-0936
67	ゆらら デイサービス	水道2-10-17	03-6912-0069

● 通所リハビリテーション(デイケア)

番号	名 称	所在地	電話番号
68	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
69	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
70	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5941
71	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

● 通所介護(デイサービス)

番号	名 称	所在地	電話番号
72	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
73	ジャパンケアいきいき小日向・デイサービスセンター	小日向2-8-15	03-6902-5361
74	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1	03-5940-6816
75	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
76	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
77	ベストリハ早稲田	関口1-35-17 山水ビル1階	03-5155-2830
78	ジム・デイサービス夢楽白山	白山1-33-18-1階	03-6240-0945
79	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
80	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620
81	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
82	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
83	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
84	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898
85	神楽坂介護リハビリセンター	関□1-2-3 正美堂ビル1F	03-5227-1070

☆ 老人福祉センター

番号	名 称	所在地	電話番号
86	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
87	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

△ シルバーピア

番号	名 称	所在地	電話番号
88	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	_
89	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	_
90	シルバーピア千石	千石3-36-11	_
91	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	_
92	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	_
93	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	_
94	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	_
95	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	_
96	シルバーピア根津	根津1-15-12	_

☆ シルバーセンター

番号	名 称	所在地	電話番号
97	シルバーセンター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-5803-1113

⇔その他

番号	名 称	所在地	電話番号
98	シルバー人材センター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-3814-9248





「対の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

(平成30年度~平成32年度)

平成30年(2018年)3月発行

発 行/文京区

編集/福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 03-5803-1389(直通)

http://www.city.bunkyo.lg.jp/

印刷物番号 F0117085 頒布価格 1,300円